

4. 大学教育の現状等

「教学マネジメント指針」概要

(令和2年1月22日 大学分科会)

予測困難な時代を生き抜く自律的な学修者を育成するためには、学修者本位の教育への転換が必要。
そのためには、教育組織としての大学が教学マネジメントという考え方を重視していく必要。

教学マネジメント
とは

- 大学がその教育目的を達成するために行う管理運営であり、大学の内部質保証の確立にも密接に関わる重要な営みである。
- その確立に当たっては、教育活動に用いることができる学内の資源（人員や施設等）や学生の時間は有限であるという視点や、学修者本位の教育の実現のためには大学の時間構造を「供給者目線」から「学修者目線」へ転換するという視点が特に重視される。
- 学修者本位の教育の実現を図るために教育改善に取り組みつつ、社会に対する説明責任を果たしていく大学運営すなわち教学マネジメントがシステムとして確立した大学運営の在り方を示す。
- ただし、教学マネジメントは、各大学が自らの理念を踏まえ、その責任でそれぞれの実情に応じて構築すべきものであり、本指針は「マニュアル」ではない。
- 教育改善の取組が十分な成果に結びついていない大学等に対し、質保証の観点から確實に実施されることが必要と考えられる取組等を分かりやすく示し、その取組を促進することを主眼に置く。
- 本指針を参照することが最も強く望まれるのは、学長・副学長や学部長等である。また、実際に教育等に携わる教職員のほか、学生や学費負担者、入学希望者をはじめ、地域社会や産業界といった大学に関わる関係者にも理解されるよう作成されている。

教学マネジメント
指針とは

学長のリーダーシップの下、学位プログラム毎に、以下のような教学マネジメントを確立することが求められる。

「大学全体」レベル

三つの方針

「卒業認定・学位授与の方針」(DP)、「教育課程編成・実施の方針」(CP)、「入学者受入れの方針」(AP)

教学マネジメントの確立に当たって最も重要なものであり、学修者本位の教育の質の向上を図るために出発点

IV
教學マ
D
N
E
M
G
I
R
(
教
學
支
援
基
盤

I 「三つの方針」を通じた学修目標の具体化

- ✓ 学生の学修目標及び卒業生に最低限備わっている能力の保証として機能するよう、DPを具体的かつ明確に設定

「学位プログラム」レベル

II 授業科目・教育課程の編成・実施

- ✓ 明確な到達目標を有する個々の授業科目が学位プログラムを支える構造となるよう、体系的・組織的に教育課程を編成
- ✓ 授業科目の過不足、各授業科目の相互関係、履修順序や履修要件について検証が必要
- ✓ 密度の濃い主体的な学修を可能とする前提として、授業科目の精選・統合のみならず、同時に履修する授業科目数の絞り込みが求められる
- ✓ 学生・教員の共通理解の基盤や成績評価の基点として、シラバスには適切な項目を盛り込む必要

シラバス、カリキュラムマップ、
カリキュラムツリー、ナンバリング、
キャップ制、週複数回授業、
アクティブラーニング、主専攻・副専攻

「授業科目」レベル

III 学修成果・教育成果の把握・可視化

- ✓ 一人一人の学生が自らの学修成果を自覚し、エビデンスと共に説明できるようにするとともに、DPの見直しを含む教育改善にもつなげていくため、複数の情報を組み合わせて多元的に学修成果・教育成果を把握・可視化
- ✓ 大学教育の質保証の根幹、学修成果・教育成果の把握・可視化の前提として成績評価の信頼性を確保

ループリック、GPA、
学修ポートフォリオ

I ~ V の取組を、大学全体、
学位プログラム、授業科目の
それぞれのレベルで実施しつつ、
全体として整合性を確保。

- ✓ DPに沿った学修者本位の教育を提供するために必要な望ましい教職員像を定義
- ✓ 対象者の役職・経験に応じた適切かつ最適なFD・SDを、教育改善活動としても位置付け、組織的かつ体系的に実施
- ✓ 教学マネジメントの基礎となる情報収集基盤である教学IRの学内理解や、必要な制度整備・人材育成を促進

項目の例は
別途整理

学位プログラム共通の考え方
や尺度（アセスメントプラン）に
則り、大学教育の成果を点
検・評価

V 情報公表

- ✓ 各大学が学修者本位の観点から教育を充実する上で、学修成果・教育成果を自発的・積極的に公表していくことが必要
- ✓ 地域社会や産業界、大学進学者といった社会からの評価を通じた大学教育の質の向上を図る上でも情報公表は重要
- ✓ 積極的な説明責任を果たすことで、社会からの信頼と支援を得るという好循環の形成が求められる

積極的な説明責任

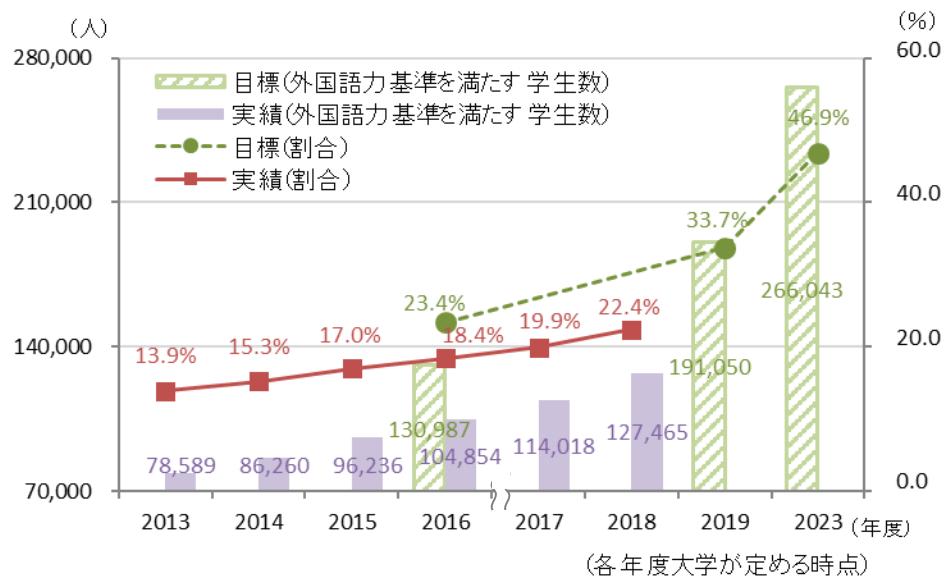
社会からの信頼と支援

スーパーグローバル大学（SGU）全体の状況 – 採択校37大学全体 –

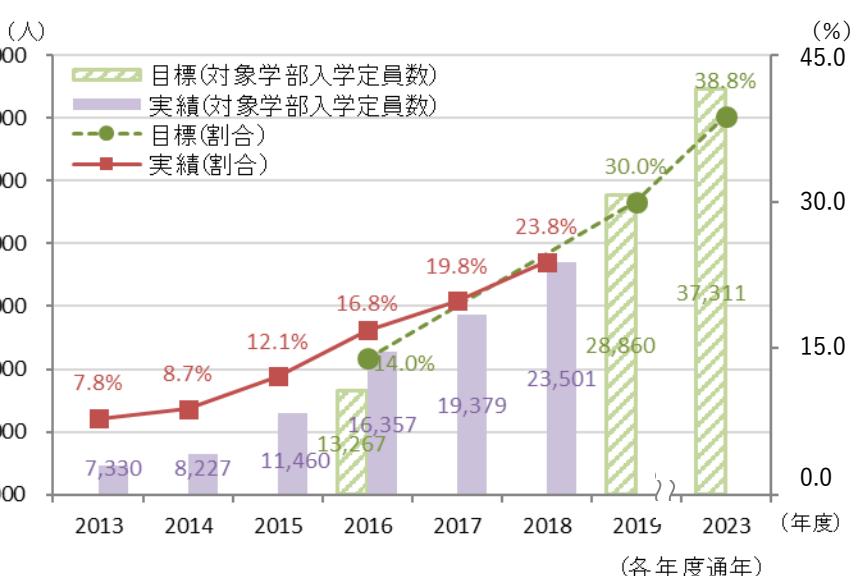
- SGU37大学全体としては、設定する語学力基準を満たす学生の割合は、2019年の目標値33.7%に対し、2018年時点の状況は22.4%である。（左図）
- TOEFL等外部試験の学部入試への活用は、入学定員数の割合では、2019年の目標値30.0%に対し、2018年時点の状況は23.8%である。（右図）

※SGU採択大学では、共通の成果指標の一部として、「語学力基準を満たす学生の割合」と「TOEFL等外部試験の学部入試への活用」を定めている。

学生の語学レベルの測定・把握、向上のための取組

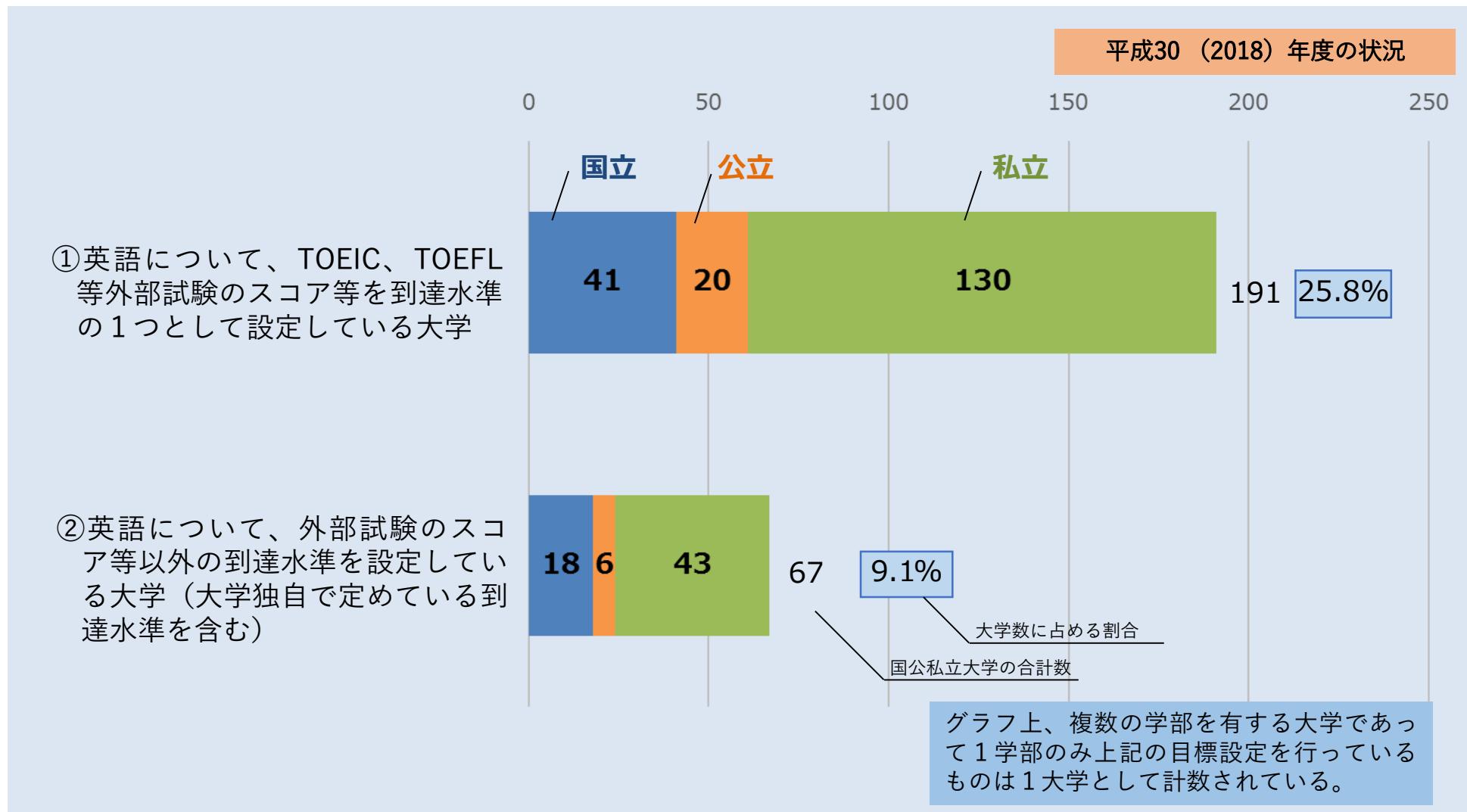


TOEFL等外部試験の学部入試への活用



高等教育機関における英語の教育目標と学生の英語力（4技能の習熟度）

学部段階において、英語に関する教育目標を設定している大学数は以下のとおり。

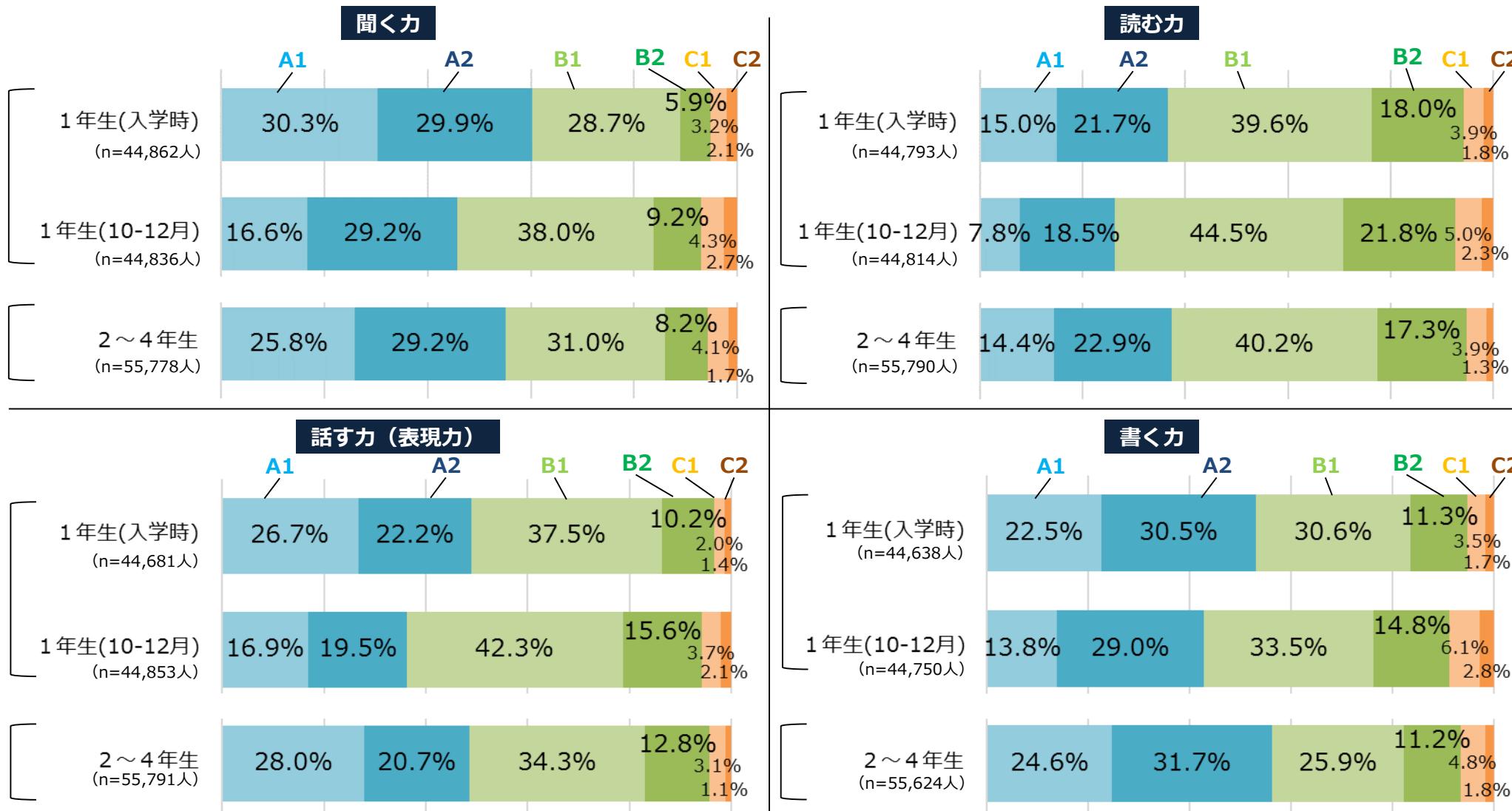


【出典】「平成30年度の大学における教育内容等の改革状況について（概要）」（令和2（2020）年10月文部科学省高等教育局大学振興課大学改革推進室）
(※) 調査対象：国公私立782大学（短期大学、平成30年度に学生の募集を停止した大学を除く。）

回答率：97%（761大学が回答。うち、学部段階の母数は国立86大学、公立85大学、私立590大学の計761大学）

一般社団法人大学IRコンソーシアムによる学生調査

- 大学1年生と上級生（2～4年生）に対する英語運用能力に関するアンケート調査の結果は以下のとおり。
- 秋学期にアンケート調査を実施し、**1年生は入学時と調査時、上級生は調査時の能力**について**学生が自己評価したもの**。



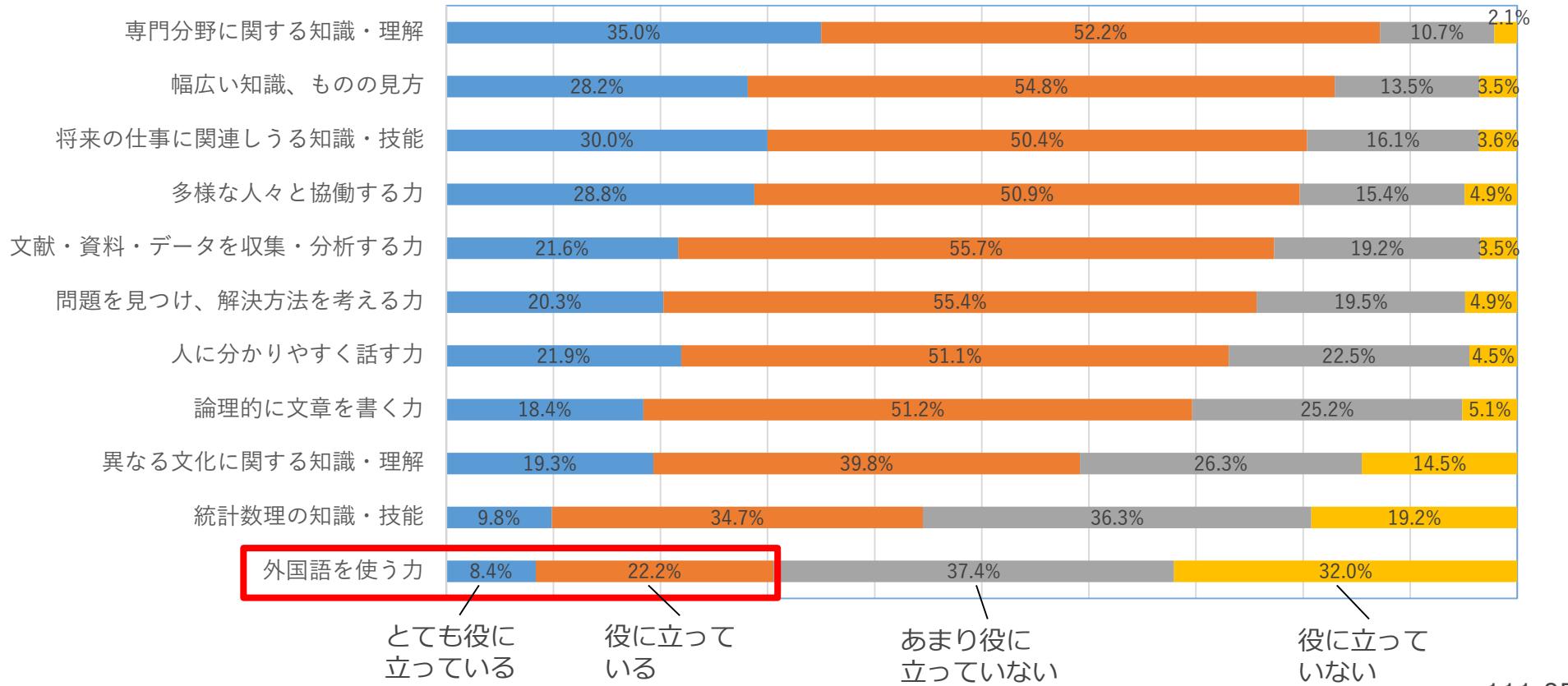
※アンケート調査に回答した1年生と上級生は同一ではないため、個々の学生の伸びを表すものではないことに留意。 ※A1～C2についてはCEFRを参照。

【出典】一般社団法人大学IRコンソーシアム「一年生調査2019年」「上級生調査2019年」基礎集計結果（2020年8月28日発行 2020年10月23日改訂）を元に文部科学省作成

大学教育と「外国語を使う力」の育成

外国語を使う力を身に付けるために大学教育が役に立っていると思う大学生の割合は低い。

全国の大学生を対象とした大規模なアンケート調査によると、専門分野に関する知識（87%）、将来の仕事に関連しうる知識（80%）、多様な人々と協働する力（80%）、幅広い知識（83%）等について、大学教育が「とても役に立っている」、「役に立っている」という割合が高いが、外国語を使う力（30%）については最も割合が低い。



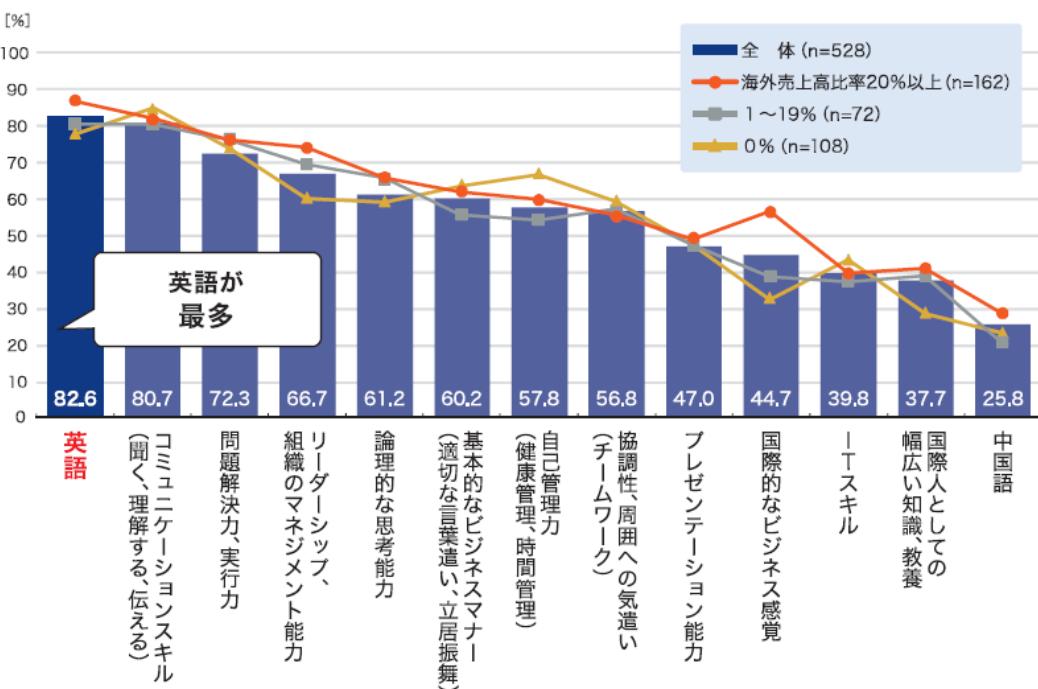
【出典】令和元年度「全国学生調査（試行実施）」結果

（有効回答率27.3%）

※当該調査は、参加意向のあった515大学に在籍する学部3年生約41万人を対象に、試行として実施したもの。

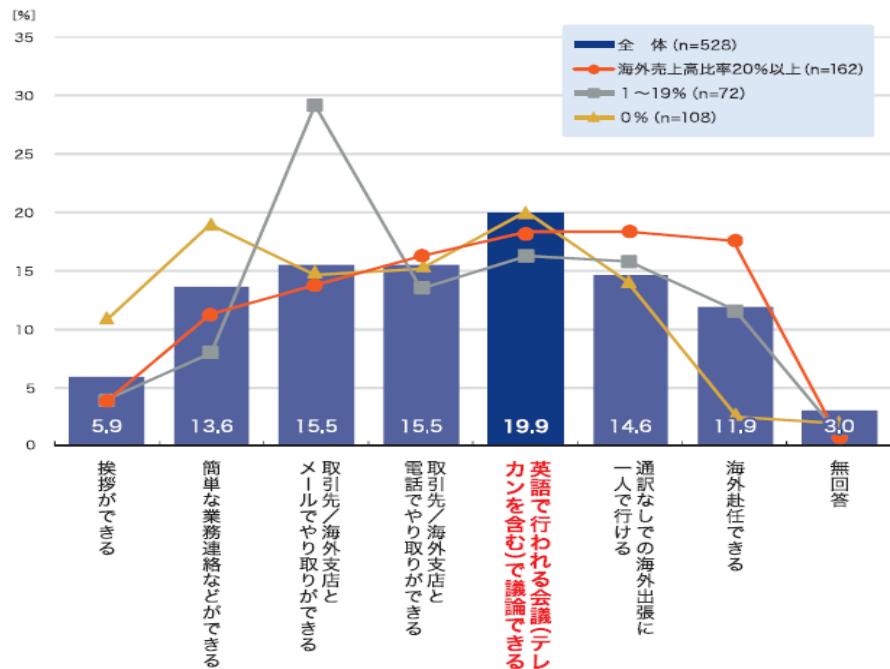
企業・団体が考える重要なスキルと目標とする英語スキルの水準

今後のビジネスパーソンにとって重要な知識やスキル（複数回答可）



今後のビジネスパーソンにとって重要な知識やスキルについて、回答企業の82.6%が「英語」を選択。続く、「コミュニケーションスキル（聞く、理解する、伝える）」と並び、多くの企業で重要視されていることが分かった。

企業・団体が目標とする英語スキルの水準
(最も近いものを1つ)



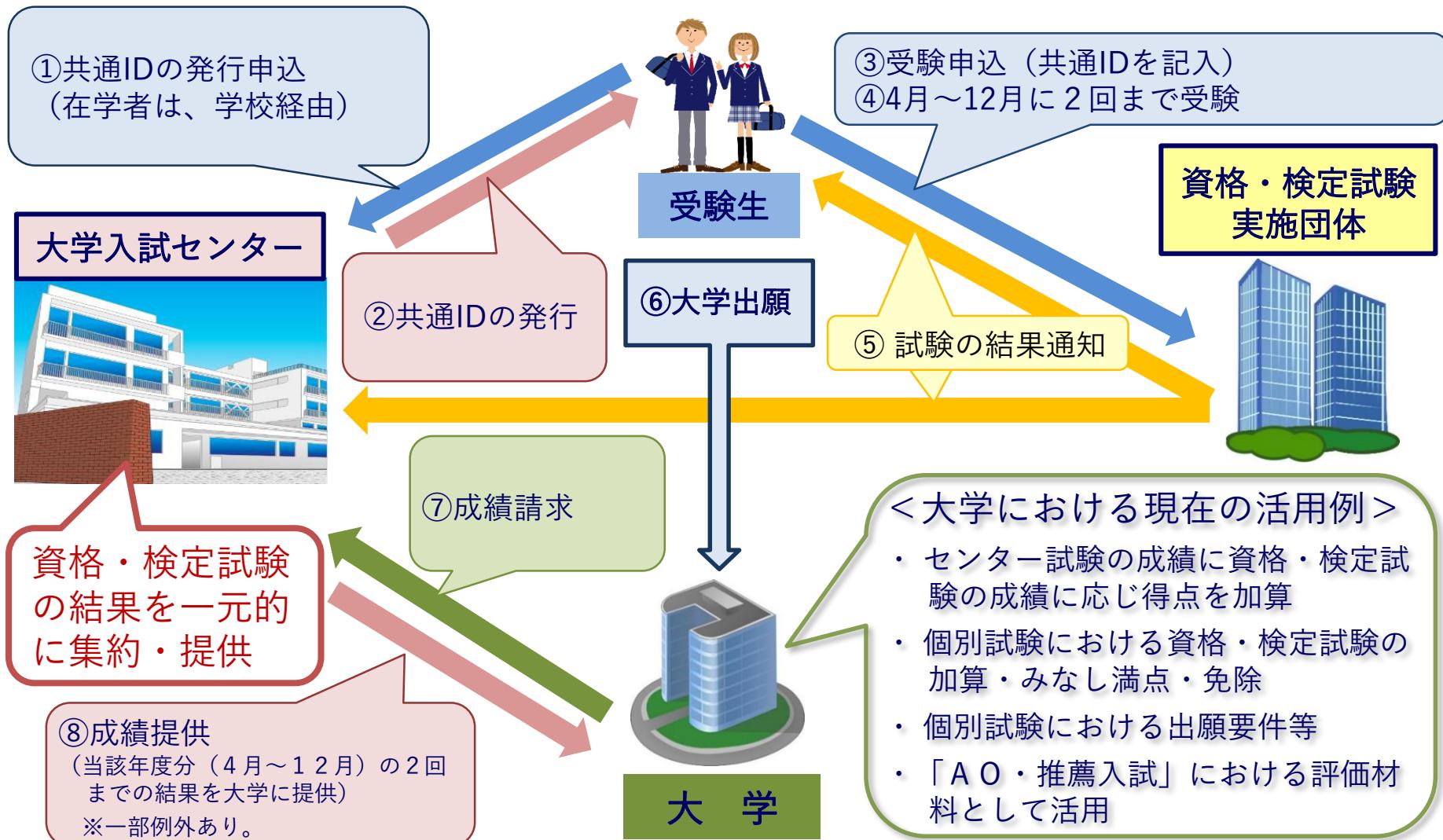
企業における英語スキルの目標水準は、回答企業全体では「英語で行われる会議（テレカンを含む）で議論できる」(19.9%) が最も多い結果となった。海外売上高比率別でみると、「海外売上1~19%」の企業で「取引先／海外支店とメールでやり取りができる」が突出(29.2%)。また、「海外売上20%以上」の企業では、「英語で行われる会議（テレカンを含む）で議論できる」に加え、「通訳なしで海外出張に一人で行ける」「海外赴任できる」といった、より高度なスキルを目標となっていることが分かった。

5. 英語民間試験活用の経緯

「大学入試英語成績提供システム」の概要

導入延期決定
時点までの資料

- 資格・検定試験の成績を大学入試センターで一元的に集約・管理し、大学へ成績提供
- 登録できる成績は、大学を受験する年度の4～12月の最大2回まで
- 総合型選抜、学校推薦型選抜など、大学入学共通テストを利用しない選抜でも利用可能



主な検討・準備スケジュール（令和元年9月現在）

導入延期決定
時点までの資料

2017年度

2018年度

2019年度

2020年度

2021年度

大学入試英語成績提供システム

【文】「実施方針」の策定・公表
(7月)

【セ】参加要件の策定・公表
(11月)

**【セ】申込みのあつた試験のうち
参加要件を満たす試験の公表**
(4月)

**【文】「実施方針（追加分）」の
策定・公表（8月）**

**【セ】「大学入試英語成績提供システム」
について」を発出
(12月)**

**【文】「実施方針（追加分）」運用
ガイドラインの公表（3月）**

**【文】「運営大綱」の策定・公表
(6月)**

**【セ】「要項」の策定・公表
(9月目途)**

**【セ】共通ID発行申込受付
(11月～)**

**【セ】資格・検定試験の実施
(4～12月)**

**9月以降順次
成績提供**

大学入試英語成績提供システム参加要件を満たしていることが確認された資格・検定試験

(アルファベット・50音順)

	資格・検定試験実施主体名	資格・検定試験名	導入延期決定時点までの資料
1	Cambridge Assessment English (ケンブリッジ大学英語検定機構)	ケンブリッジ英語検定	
2		C2 Proficiency	
3		C1 Advanced	
4		B2 First for Schools	
5		B2 First	
6		B1 Preliminary for Schools	
7		B1 Preliminary	
8		A2 Key for Schools	
9	Educational Testing Service	TOEFL iBTテスト	
10	IDP:IELTS Australia	International English Language Testing System(IELTS)(アカデミック・モジュール)	
11	株式会社ベネッセコーポレーション	GTEC	
12		Advanced	
13		Basic	
14		Core	
15	公益財団法人日本英語検定協会	CBT	
16		Test of English for Academic Purposes(TEAP)	
17		Test of English for Academic Purposes Computer Based Test(TEAP CBT)	
18		実用英語技能検定(英検)	
19		1級(「英検2020 2days S-Interview」)	
20		準1級(「英検2020 2days S-Interview」, 「英検2020 1day S-CBT」及び「英検CBT」)	
21		2級(「英検2020 2days S-Interview」, 「英検2020 1day S-CBT」及び「英検CBT」)	
22	ブリティッシュ・カウンシル	準2級(「英検2020 2days S-Interview」, 「英検2020 1day S-CBT」及び「英検CBT」)	
		3級(「英検2020 2days S-Interview」, 「英検2020 1day S-CBT」及び「英検CBT」)	
		International English Language Testing System(IELTS)(アカデミック・モジュール)	

※ 実用英語技能検定における「英検2020 2days S-Interview」については、合理的配慮が必要な障害等のある受験者のみを対象としている。「英検CBT」については、準1級も参加試験として追加(2019年8月23日)。

※ TOEIC® Listening & Reading TestおよびTOEIC® Speaking & Writing Tests(一般財団法人国際ビジネスコミュニケーション協会)は2019年7月2日に参加申込み取り下げを公表。

主な英語の資格・検定試験及び参加試験※

導入延期決定
時点までの資料

試験名	ケンブリッジ 英語検定	英検		GTEC		IELTS		IELTS		TEAP/ TEAP CBT		TOEFL iBT	
実施団体	ケンブリッジ大学 英語検定機構	公益財団法人 日本英語検定協会		ベネッセ コーポレーション		プリティッシュ・カウンシル (公益財団法人) 日本 英語検定協会		IDP:IELTS Australia 一般財団法人 JSAF		公益財団法人 日本英語検定協会		テスト作成: ETS 日本事務局: 一般社団法人CIEE 国際教育交換協議 会	
・数受 実績 検 内 人	非公表 ※全世界では約550万人	約366万人 ※英検Jr.、英検IBAを含む英検テストファ ミリー総志願者数		約125万人		約3.7万人(2015年度実績) ※全世界では年間350万 人		約8千人 ※全世界では 350万人		約2.5万人 ※志願者数		非公表	
回年 数間	各10~22回程 度、計206回 (2018年・世界 共通)	各2~4回	英検3回 CBT3回 (CBTは毎月実施だ が、検定回ごとに1回 受験可)	S-Interview、 1 day: 各級2回 CBT: 毎月実施	PBT 3回 CBT 3回	PBT 4回 CBT 2回	40回 (公開のみ)	29回 (公開のみ)	約36回	各3回	40~45回	28回	
会場数	最大 7地区 44会場	最大 10地区 47会場	公開会場230都 市400会場+準会 場 (海外・離島 含)17,000会場	S-Interview、 1 day: 全都道府県約400会 場 CBT: 13都市約20会場	全都道府県 2,500会場 (CBT: 85会 場)	全都道府県 会場数未定 (CBT: 70会 場程度)	23都道府 県 102 会場 (公開・團 体の合計)	10地区以 上 会場数未 定 2018年 度と同等 を目指す	11都道府県 約40会場	20都道府県 約60会場 (うちCBT約 15会場)	全都道府県 約90会場 (うちCBT11都 道府県以上、会 場数未定)	最大 10地区 78会場	会場数未 定
示成 方 績 法 表 *	CEFR・Cambridge Englishスケールスコア (80-230)・合格グレード	合否・英検CSEスコア (0- 3400)・ 英検バンド		スコア (0-1400)		CEFR・バンドスコ ア (1.0-9.0、0.5刻 み)		CEFR・バンドス コア (1.0-9.0、 0.5刻み)		スコア (TEAP: 80-400、TEAP CBT:0-800)・ CEFRバンド		スコア (0-120)	
実出 施題 方式 式	L, R, W S 紙/CB ペア面接 (CB版もSは対面式)	L, R, W S 紙 面接 (CBTは全てCBT)	L, R, W S 紙 面接/CBT (CBTは全てCBT)	L, R, W S 紙 タブレット (CBTは全てPC)	L, R, W S 紙 面接	L, R, W S 紙 面接	L, R, W S 紙 面接	L, R, W S 紙 面接	CBT				
税 込 ・ 受 料	C2 Proficiency 25,380 C1 Advanced 22,140 B2 First 19,980 B1 Preliminary 11,800 A2 Key 9,720 (*3)	1級: 8,400 準々: 6,900 2級: 5,800 (*4) 準々: 5,200 (*4) 3級: 3,800 (*4) ※左側の欄は全て18年度実績に基づく記載	1級: 16,500 準々: 9,800 2級: 7,500 準々: 6,900 3級: 5,800 ※右側の欄は全て17年度提出の申請書に基づく記載	紙 5,870 (検定) CBT 9,720	紙 6,700 CBT 9,720	25,380	25,380	6,000 L/R 15,000 L/R/W/S	235米ドル				

※既存の資格・検定試験と「大学入試英語成績提供システム」参加試験とで違いがある場合、既存試験は左側、参加試験は右側の欄に情報を記載した。参加試験に関する情報は予定であり変更がありえる。

*1全ての試験においてスコアを技能別に表示 *2: L=Listening (聞く), S=Speaking (話す), R=Reading (読む), W=Writing (書く) *3: 既存試験は実施試験センターにより異なることがあるが、参加試験はレベル毎に価格を統一する。*4: 準会場における受験料は400円引き *5: TEAP、TEAP CBT共にL/Rのみでも受験可能 *6: 開催月により異なる

※実用英語技能検定における「英検2020 2days S-Interview」については、合理的な配慮が必要な障害等のある受験者のみを対象としている。

※TOEIC® Listening & Reading TestおよびTOEIC® Speaking & Writing Tests (一般財団法人国際ビジネスコミュニケーション協会)は2019年7月2日に参加申込み取り下げを公表。

大学入試英語成績提供システム参加予定の資格・検定試験とCEFRとの対照表

導入延期決定時点までの資料

文部科学省作成「各資格・検定試験とCEFRとの対照表（平成30年3月）」より令和元年8月作成

CEFR	ケンブリッジ 英語�定	実用英語技能検定 英検 CBT : 準1級-3級 英検2020 1day S-CBT : 準1級-3級 英検2020 2days S-Interview : 1級-3級	GTEC Advanced Basic Core CBT	IELTS	TEAP	TEAP CBT	TOEFL iBT
C2	230 200 (230) (210)	各級CEFR 算出範囲	各試験CEFR 算出範囲	9.0 8.5			
C1	199 180 (190) C1 Advanced (180)	3299 2600 (3299) 2630 1級	1400 1350 (1400)	8.0 7.0	400 375	800	120 95
B2	179 160 (170) C1 First / for Schools (160)	2599 2300 (2599) 2304 準1級	1349 1190 (1280) (2304)	6.5 5.5	374 309	795 600	94 72
B1	159 140 (150) B2 First / for Schools (140)	2299 1950 (2299) 1980 2級	1189 960 (1080) (1980)	5.0 4.0	308 225	595 420	71 42
A2	139 120 (120)	1949 1700 (1949) 1728 準2級	959 690 (840) (1728)	224 135	415 235		
A1	119 100 A2 Key / for Schools (100)	1699 140 (1699) 1456 3級	689 270 (270)				

□は各級合格スコア

※括弧内の数値は、各試験におけるCEFRとの対象関係として測定できる能力の範囲の上限と下限

○ 表中の数値は各資格・検定試験の定める試験結果のスコアを指す。スコアの記載がない欄は、各資格・検定試験において当該欄に対応する能力を有していると認定できないことを意味する。

※ ケンブリッジ英語検定、実用英語技能検定及びGTECは複数の試験から構成されており、それぞれの試験がCEFRとの対象関係として測定できる能力の範囲が定められている。当該範囲を下回った場合にはCEFRの判定は行われず、当該範囲を上回った場合には当該範囲の上限に位置付けられているCEFRの判定が行われる。

※ 障害等のある受験生について、一部技能を免除する場合等があるが、そうした場合のCEFRとの対象関係については、各資格・検定試験実施主体において公表予定。

※ 実用英語技能検定における「英検2020 2days S-Interview」については、合理的配慮が必要な障害等のある受験者のみを対象としている。「英検CBT」については、準1級も参加試験として追加（2019年8月23日）。

※ TOEIC® Listening & Reading TestおよびTOEIC® Speaking & Writing Tests（一般財団法人国際ビジネスコミュニケーション協会）は2019年7月2日に参加申込みを取り下げたため、記載していない。

■ CEFR (Common European Framework of Reference for Languages: Learning, teaching, assessment : 外国語の学習、教授、評価のためのヨーロッパ共通参考枠)について

CEFRは、語学シラバスやカリキュラムの手引きの作成、学習指導教材の編集、外国語運用能力の評価のために、透明性が高く、分かりやすい、包括的な基盤を提供するものとして、20年以上にわたる研究を経て、2001年に欧州評議会が発表した。

CEFRが示している6段階の共通参考レベルの記述は次のとおり。

熟練した言語使用者	C2	聞いたり読んだりした、ほぼ全てのものを容易に理解することができる。いろいろな話し言葉や書き言葉から得た情報をまとめ、根拠も論点も一貫した方法で再構築できる。自然に、流暢かつ正確に自己表現ができる。
	C1	いろいろな種類の高度な内容のかなり長い文章を理解して、含意を把握できる。言葉を探しているという印象を与えずに、流暢に、また自然に自己表現ができる。社会生活を営むため、また学問上や職業上の目的で、言葉を柔軟かつ効果的に用いることができる。複雑な話題について明確で、しっかりととした構成の、詳細な文章を作ることができる
自立した言語使用者	B2	自分の専門分野の技術的な議論も含めて、抽象的な話題でも具体的な話題でも、複雑な文章の主要な内容を理解できる。母語話者とはお互いに緊張しないで普通にやり取りができるくらい流暢かつ自然である。幅広い話題について、明確で詳細な文章を作ることができる。
	B1	仕事、学校、娯楽などで普段出会うような身近な話題について、標準的な話し方であれば、主要な点を理解できる。その言葉が話されている地域にいるときに起こりそうな、たいていの事態に対処することができる。身近な話題や個人的に関心のある話題について、筋の通った簡単な文章を作ることができる。
基礎段階の言語使用者	A2	ごく基本的な個人情報や家族情報、買い物、地元の地理、仕事など、直接的関係がある領域に関しては、文やよく使われる表現が理解できる。簡単で日常的な範囲なら、身近で日常の事柄について、単純で直接的な情報交換に応じることができる。
	A1	具体的な欲求を満足させるための、よく使われる日常的表現と基本的な言い回しは理解し、用いることができる。自分や他人を紹介することができ、住んでいるところや、誰と知り合いであるか、持ち物などの個人的情報について、質問をしたり、答えたりすることができる。もし、相手がゆっくり、はっきりと話して、助けが得られるならば、簡単なやり取りをすることができる。

民間の資格・検定試験の活用に当たっては、学習指導要領に基づき実施される高等学校の英語教育の成果として、英語の能力がどの程度身についているのか、適切に評価される仕組みとなることが必要であり、高等学校学習指導要領と整合性が図られていなければならぬ。

その上で、一般的に高等学校の英語教育で指導される内容はCEFRにおけるA1～B1 レベルであるが、各高等学校が設定する英語教育の目標・教育課程や生徒が目指す進路などに応じて生徒の英語能力の実態は様々であり、入学者選抜において求める英語能力も大学ごとに様々であることから、生徒の英語能力をより幅広く測定できるようにするとともに、より多くの大学の入学者選抜に資するよう、活用できる資格・検定試験の選択肢を多くしておくことが重要である。

1. 確認のポイント

資格・検定試験が学習指導要領と整合性があるかどうかについては、

- (1) 学習指導要領が育成を目指す能力と、各資格・検定試験において評価する能力に整合性があるか、
 - (2) 学習指導要領に基づく指導において取り上げられる言語使用の目的や場面と、各資格・検定試験が狙いとする言語使用の目的や場面に整合性があるか、
- などを中心に確認。

2. 確認のプロセス

(1) 各資格・検定試験実施団体による確認

各資格・検定試験実施団体において、
①試験の目的・出題方針、
②4技能ごとの測定しようとする能力、
③試験の各問題と学習指導要領の関連等について記載した資料と実際の試験問題を文科省に提出。

(2) 有識者及び文部科学省職員による確認

- (1) を踏まえ、
①英語教育の専門家
②高等学校英語教育の教育課程の基準の専門家
③英語教育を所管する文部科学省職員
が、実際の試験問題も確認した上で、整合性があることを確認。

【育成・評価する能力】

高等学校学習指導要領では、「聞くこと」「話すこと」「読むこと」「書くこと」の4技能を総合的に育成することとしており、4技能を総合的に評価しようとする資格・検定試験と、育成・評価する能力の方向性は一致している。

【言語使用の目的や場面】

高等学校学習指導要領では、各学校が編成する教育課程の目的や目標に応じ、家庭での生活や学校での学習や活動、地域での活動、職場での活動など、多様な言語の使用場面を取り上げて指導することとしている。

各資格・検定試験が掲げる目的は、以下のようにそれぞれ多様であるが、いずれも学習指導要領が想定している言語の使用場面の範囲から外れるものではない。

ケンブリッジ英語検定	学習者が実生活のさまざまな状況において、コミュニケーションのために英語をどのように使うことができるかを評価する	TEAP TEAP CBT	EFL（外国語としての英語）環境の大学における授業などで行う言語活動において英語を理解したり、考えを伝えたりすることが出来るかを評価する
実用英語検定	英語圏における社会生活（日常・アカデミック・ビジネス）に必要な英語を理解し、使うことができるかを評価する	TOEFL iBT	高等教育機関において英語を用いて学業を修めるのに必要な英語力を有しているかを測ることを目的とする
GTEC	高校生が実際の使用場面（ジェネラル・アカデミック）において必要とされる英語によるコミュニケーション力を、知識・技能を基礎とした上で、思考・判断・表現の力まで評価する	TOEIC L&R TOEIC S&W	和文英訳・英文和訳などの技術ではなく、身近な内容からビジネスまで幅広くどれだけ英語でコミュニケーションできるかを評価する
IELTS	英語を用いたコミュニケーションが必要な場所において、就学・就業するために必要な英語力があるかを評価する		

◆高等学校卒業時の英語能力について【語彙数や文法事項の範囲等と難易度】

高等学校卒業時には、36.4%の生徒がA2以上（平成28年度）であり、政府としてはこれを50%まで引き上げることを目標としている。

【語彙数】

学習指導要領では、履修する科目に応じ2300～3000語程度（新学習指導要領では4000～5000語程度）を扱うとされているが、これはあくまで下限であり、大学受験のためには4000語～5000語を履修させていることが多い。

【文法事項の範囲】

学習指導要領では、中学校・高等学校それぞれの段階で文法事項に関する学習を積み上げ、高等学校修了時までに現代の標準的な英語を活用するために必要な文法事項は学習できるように規定されており、申し込みのあった資格・検定試験においては現代の標準的な英語を文法事項の基本として取り扱っている。

※ なお、高等学校学習指導要領は、高等学校において学習する最低限の内容を定めているものであり、各高等学校が設定する英語教育の目標や教育課程は多様であることから、資格・検定試験の難易度が高いことをもって、ただちに学習指導要領との整合性がないとは言えない。

資格・検定試験の内容（ライティング、スピーキング）

導入 延期 決定
時点までの資料

学習指導要領における内容等（書くこと、話すこと）

		「書くこと」	「話すこと」
コミュニケーション 英語Ⅰ	言語活動 の内容	聞いたり読んだりしたこと、学んだことや経験したことに基づき、情報や考えなどについて、簡潔に書く。	聞いたり読んだりしたこと、学んだことや経験したことに基づき、情報や考えなどについて話し合ったり意見交換をしたりする
	配慮する 事項	リズムやイントネーションなどの英語の音声的な特徴、話す速度、声の大きさなどに注意しながら聞いたり話したりすること。 内容の要点を示す語句や文、つながりを示す語句などに注意しながら読んだり書いたりすること。 事実と意見などを区別して、理解したり伝えたりすること。	リズムやイントネーションなどの英語の音声的な特徴、話す速度、声の大きさなどに注意しながら聞いたり話したりすること。 内容の要点を示す語句や文、つながりを示す語句などに注意しながら読んだり書いたりすること。 事実と意見などを区別して、理解したり伝えたりすること。
コミュニケーション 英語Ⅱ	言語活動 の内容	聞いたり読んだりしたこと、学んだことや経験したことに基づき、情報や考えなどについて、まとまりのある文章を書く。	聞いたり読んだりしたこと、学んだことや経験したことに基づき、情報や考えなどについて話し合などして結論をまとめること。
	配慮する 事項	論拠や根拠などを明確にするとともに、文章の構成や図表との関連などを考えながら読んだり書いたりすること。説明や描写の表現を工夫して相手に効果的に伝わるように話したり書いたりすること。	論拠や根拠などを明確にするとともに、文章の構成や図表との関連などを考えながら読んだり書いたりすること。説明や描写の表現を工夫して相手に効果的に伝わるように話したり書いたりすること。
英語表現Ⅰ	言語活動 の内容	読み手や目的に応じて、簡潔に書く。	与えられた話題について、即興で話す。また、聞き手や目的に応じて完結に話す
	配慮する 事項	リズムやイントネーションなどの英語の音声的な特徴、話す速度、声の大きさなどに注意しながら話すこと。 内容の要点を示す語句や文、つながりを示す語句などに注意しながら書くこと。また、書いた内容を読み返すこと。 発表の仕方や発表のために必要な表現などを学習し、実際に活用すること。 聞いたり読んだりした内容について、そこに示されている意見を他の意見と比較して共通点や相違点を整理したり、自分の考えをまとめたりすること。	リズムやイントネーションなどの英語の音声的な特徴、話す速度、声の大きさなどに注意しながら話すこと。 内容の要点を示す語句や文、つながりを示す語句などに注意しながら書くこと。また、書いた内容を読み返すこと。 発表の仕方や発表のために必要な表現などを学習し、実際に活用すること。 聞いたり読んだりした内容について、そこに示されている意見を他の意見と比較して共通点や相違点を整理したり、自分の考えをまとめたりすること。

資格・検定試験における内容構成

	ライティング形式	ライティング内容等	スピーキング形式	スピーキング内容等
ケンブリッジ英語検定 例： B1 Preliminary /for Schools	解答用紙 (リーディング と合わせ90 分)	○文変形問題（もう一つの文章と同じ意味になるよう に文章を完成させる問題） ○いくつかの情報を伝えるための短いメッセージを書く（35-45語程度） ○さらに長い文章を書くこと（物語か非公式の手紙 のいずれか、2つの選択肢から1つ選んで約100語で 書く）	面接 (面接官1 人：受検者 2人) 10-12 分	○試験官は受検者に「お互いを理解する」ための質問をする。 ○ある状況についてもう一人の受検者と会話する。 ○受検者は写真を見てさらに長い時間話すことが求められる。 ○同じテーマについて議論しながら、再びもう一人の受検者と意見を交わす。
実用英語技 能検定 例： 英検2020 1day S-CBT 2級	解答用紙 (リーディング と合わせ85 分)	○指定されたトピックについての英作文を書く。	PC録音 約7分	○60語程度のパッセージを音読する。 ○音読したパッセージの内容についての質問に答える。 ○3コマのイラストの展開を説明する。 ○ある事象・意見について自分の意見などを述べる。（カードのトピックに 関連した内容） ○日常生活の一般的な事柄に関する自分の意見などを述べる。（カードのト ピックに直接関連しない内容も含む）

	ライティング形式	ライティング内容等	スピーキング形式	スピーキング内容等	導入延期決定時点までの資料
GTEC 例： GTEC CBT	キーボード 入力65分	○与えられた英文と状況設定を読み、条件にあった内容を書く ○与えられた状況設定を読み、条件にあったEメールを書く ○統計データなどに対して、自分の意見やその意見の背景となる理由などを書く ○与えられたトピックに対して、他者の考え方などを取り入れながら意見を展開する	PC録音 20分	○質問に対して即座にかつ適切に応答する問題 ○ウェブサイトなどから得た情報を整理して説明する問題や、自ら質問する問題 ○与えられたトピックに対して、自分の考えや経験に基づいて意見を述べる問題 ○他者の質問に対して即座に応答する問題	
IELTS (Academic Module)	解答用紙への記入60分	○図表やグラフの要約・説明・描写（150語以上） ○エッセイ（250語以上）（問題や議論、見解について自身の意見を記述）	面接 (1：1) 11-14分	○家庭、仕事、勉学、興味など、自分自身のことや身近な話題について質問に答える ○特定のトピックの記載されたカードが配られ、そのトピックについて話す。試験官はその話題について1～2つの質問をする。 ○前段の話題に関する概念的な意見や論点について更に議論する	
TEAP	解答用紙への記入70分	○論説記事などを読み、70語程度の要約を作成 ○数の情報源(図表を含む)から論点を読み取り、それらを統合したうえで自身の考えを200語程度で展開する	面接 (1：1) 10分	○受験者自身のことについて説明する。 ○対話における効果的なやりとり(対話のリード) ○与えられたテーマに関して、まとまりのあるスピーチをする。 ○与えられた話題に関する質問に答える。	
TEAP CBT	PC入力 50分	○短いメッセージ（発信）（応答）を書く ○大学での事務的な掲示物・配布物・メールなどを読み、それに対して文章を書く ○図表に含まれる情報を理解して、要点を書く ○アカデミックな文章を読み、講義を聞いて、それらを要約し、自分の意見を書く	PC録音 30分	○自分に関する短い質問に答える ○大学生活で遭遇する場面で、口頭説明をしたり、メッセージを残したり、問い合わせをしたりする ○文章を読み、それとは異なる内容を示すグラフ・表を観て、文章との矛盾点を指摘する ○講義を要約する ○講義の内容に関して自分の考えを述べる	
TOEFL iBT	PC入力 50分	○リーディングやlisteningのタスクを基にエッセイ形式の答案を書く。意見を支持する文章を書く。	PC録音 17分	○身近なトピックについて意見を述べる。リーディングやlisteningの課題を基に話す。	

※学習指導要領の科目は、大学入試センター試験の出題科目である3科目を示した。

※資格・検定試験の内容構成に関しては、各試験団体の公表資料を基に文部科学省で編集（令和2年3月）。

各試験の出題形式・内容は変更されることがある。

※異なる試験に分かれているもののうち、ケンブリッジ英語検定・実用英語技能検定はCEFR B1相当の試験を例示。

GTECについてはGTEC CBTを例示。

「大学入学共通テスト」実施方針（7. 英語の4技能評価）

○ 具体的には、以下の方法により実施する。

- ① 資格・検定試験のうち、試験内容・実施体制等が入学者選抜に活用する上で必要な水準及び要件を満たしているものをセンターが認定し（以下、認定を受けた資格・検定試験を「認定試験」という。）、その試験結果及びC E F Rの段階別成績表示を要請のあった大学に提供する。

このような方式をとることにより、学習指導要領との整合性、実施場所の確保、セキュリティや信頼性等を担保するとともに、認定に当たり、各資格・検定試験実施団体に対し、共通テスト受験者の認定試験検定料の負担軽減方策や障害のある受験者のための環境整備策を講じることなどを求める。

また、認定試験を活用する場合は、受験者の負担に配慮して、できるだけ多くの種類の認定試験を対象として活用するよう各大学に求める。

「大学入学共通テスト」実施方針策定に当たっての考え方（7. 英語の4技能評価）

<検討経緯>

- 関係団体、有識者等に実施方針案（文部科学省「大学入学共通テスト（仮称）実施方針（案）」（平成29年5月））を示し、意見を求めた。同時に意見募集の手続を行った。

特に、資格・検定試験を活用する場合の共通テストの英語試験の取扱いに関する以下の2案について、いずれの案とすべきかについて意見を求め、検討を行った。

«A案»

平成32年度以降、共通テストの英語試験を実施しない。英語の入学者選抜に認定試験を活用する。

«B案»

共通テストの英語試験については、制度の大幅な変更による受検者・高校・大学への影響を考慮し、平成35年度までは実施し、各大学の判断で共通テストと認定試験のいずれか、又は双方を選択利用することを可能とする。

- 上記2案に対して提出された意見としては、英語の4技能を評価することについては総論として賛同するものが多い一方で、B案としつつ共通テストとして英語試験の継続実施を強く要望する意見（全国高等学校長協会）や、共通テスト英語試験の廃止は認定試験の実施・活用状況を検証した上で判断すべきとする意見（国立大学協会）、導入時期も含め慎重な検討を促す意見（都道府県教育長協議会）など、A案に否定的で、かつ、共通テストで英語を継続して実施すべきとする意見が多かった。
- このような意見を踏まえ、共通テストの英語試験については、制度の大幅な変更による受検者・高校・大学への影響を考慮し、認定試験の実施・活用状況等を検証しつつ、平成35年度までは実施し、各大学の判断で共通テストと認定試験のいずれか、又は双方を選択利用することを可能とする。この際、英語4技能評価が、早期に多くの大学で実施されることが望ましいことから、各大学は、認定試験の活用や、個別試験により英語4技能を総合的に評価するよう努めるものとする。また、共通テストの出題内容について、英語4技能評価の必要性を踏まえ、必要な改善を行うとともに、その配点等のバランスについても、プレテスト等の実施を通じた検討を行うこととする。

「大学入学共通テスト」実施方針策定に当たっての考え方（7. 英語の4技能評価）

導入延期決定
時点までの資料

<試験結果の集約・提供>

○ 実施場所・体制の確保

- 各認定試験について、できる限り、センター試験と同等以上の実施場所を確保できるよう、試験団体と調整を図る。また、実施期日・回数については、毎年度4月～12月の間に、全都道府県で複数回実施することを求める。
- 採点者、試験監督者等必要となる人員の質・量を確保することを求める。（例えば、会場ごとに、認定試験団体が一定の資格を有する試験監督者等を派遣。高校教員にも協力を求める場合は、研修の実施や誓約書の提出等を求めるなど。）
- 各認定試験実施団体に、障害のある受検者への配慮として、認定試験の実施に当たり、合理的配慮として適切な手段を提供することを求める。
- 資格・検定試験については、主に各試験団体において資格・検定試験に対する自己評価がなされており、また、現在、第三者機関による評価の在り方についても検討されていることから、これらの効果的な活用の在り方も検討する。

○ 検定料

- 受検者の負担が極力増えないよう、大学受検者全体に対する抑制に加え、低所得者世帯の受検者等の検定料減免等の配慮を求める。

課題

①受験に係る地域的事情への対応が不十分

- ・全都道府県で全ての参加試験が実施されるわけではなく、都市部に比べて、地方部では受験可能な試験が限定されていた。



- 国立大学をはじめとする大学や地方公共団体に対し、試験実施団体に会場を無償又は安価に貸与するなど、会場設置への協力を要請する文書を発出【8月27日(火)】
- 試験実施団体が設定する英語資格・検定試験の日程や会場の情報をもとに、高校に対し具体的なニーズ調査を実施し、その結果をもとに試験実施団体に対し、会場の追加設置を要請【秋頃】

②経済的に困難な者への対応が不十分

- ・経済的に困難な受験者に対しては、試験団体が検定料を軽減することとしているが、減額幅は試験団体任せであり不十分との指摘あった。
- ・居住地から遠い受験生は、交通費・宿泊費が発生し、対応が困難であった。
- ・成績提供の対象は、「高校3年生の4月から12月の間に受験した2回まで」と限定しているが、受験年度までに練習受験が可能となっていた。



- 一部の試験実施団体による経済的に困難な受験生への検定料減額の予告を踏まえ、他の団体に対しても、経済的に困難な受験生への検定料の配慮を改めて要請
※例：TOEFL iBTは、通常の検定料（235米ドル）から15%減額（平成30年3月公表）
- 低所得者（住民税非課税世帯及びそれに準ずる世帯の学生）向け給付型奨学金において、英語資格・検定試験の検定料を対象費目としていることを明確化して広報【8月以降】
- 離島の生徒の英語資格・検定試験の受験に係る経費（旅費、宿泊費）を対象費目にした補助制度を概算要求

③障害のある受験者への配慮が不十分ではないか

- ・障害者に対する配慮の内容については、試験団体任せであり試験ごとにはらつきが生じていた。

「大学入試英語成績提供システム」について指摘された課題②

④参加試験のスコアとCEFRとの対照表を活用することが適切ではないのではないか

- ・CEFR対照表で、目的や内容の異なる試験の成績を比較することの根拠に乏しいとの指摘があった。

⑤受験の早期化につながるのではないか

- ・成績提供の対象は、高校3年生の4月から12月の間に受験した2回までとしているが、高校3年生の4月から実質的な受験が始まり不適当との指摘があった。

⑥国の民間事業者への関与の在り方

- ・国や大学入試センターは、試験団体に対して要請を行うのみで、指示・命令ができなかった。

⑦英語資格・検定試験の活用に関する情報提供

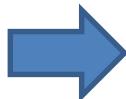
- ・新たな大学入試の制度や試験の実施日時・場所等の情報がわからず高校生や教員が困惑しているとの指摘があった。



- 文部科学省ホームページに、「大学入試英語成績提供システム」の概要・利用方法、参加民間試験の概要、日程、会場、検定料、障害者への配慮の内容、大学の活用予定等の関連情報を一元的に集約・整理して、受験生や教職員に提供する「大学入試英語ポータルサイト」を設置【8月27日(火)、随時更新】

⑧大学の英語資格・検定試験の活用予定の公表促進

- ・大学による試験活用の有無や活用方法が明らかになっていないとの指摘があった。



- 各大学における英語資格・検定試験の活用の有無、「大学入試英語成績提供システム」の活用の有無、活用する場合の活用方法について、学部・学科別、入試区分別に調査し、その結果を「大学入試英語ポータルサイト」に掲載【8月27日(火)、随時更新】
- 活用予定を公表していない大学に対して、原則として9月中に学部・学科別、入試区分別に公表するよう促す通知を発出【8月27日(火)】

1. 英語民間試験活用のための「大学入試英語成績提供システム」については、経済的な状況や居住している地域にかかわらず、等しく安心して試験を受けられるような配慮などの準備状況が十分ではないため、来年度からの導入を見送り、延期する。
2. 英語4技能評価は、グローバル人材の育成のため重要であり、令和6（2024）年度実施の大学入試（新学習指導要領で初めて実施する入試）に向けて、文科大臣の下に新たに検討会議を設置し、今後1年を目途に結論を出す。
3. なお、令和2（2020）年度から開始する「大学入学共通テスト」の記述式問題の導入など大学入試改革については円滑な実施に向けて万全を期する。

令和元年11月1日 大臣メッセージ

受験生をはじめとした高校生、保護者の皆様へ

文部科学大臣の萩生田光一です。皆様に、令和2年度の大学入試における英語民間試験活用のための「大学入試英語成績提供システム」の導入を見送ることをお伝えします。

大学入試における英語民間試験に向けて、今まで熱心に勉強に取り組んでいる高校生も多いと思います。今回の決定でそうした皆様との約束を果たせなくなってしまったことを、大変申し訳なく思います。

英語民間試験を予定通り実施するかどうかに関しては、高校生をはじめ多くの皆様から、賛成・反対、様々な意見をいただきいただきました。

私としては、目標の大学に向けて英語試験の勉強を重ねている高校生の姿を思い浮かべながら、当初の予定通りのスケジュールで試験を実施するために、連日取り組んできました。

しかし、大変残念ですが、英語教育充実のために導入を予定してきた英語民間試験を、経済的な状況や居住している地域にかかわらず、等しく安心して受けられるようにするために、更なる時間が必要だと判断するに至りました。

大学入試における新たな英語試験については、新学習指導要領が適用される令和6年度に実施する試験から導入することとし、今後一年を目途に検討し、結論を出すこととします。

皆様が安心して、受験に臨むことができる仕組みを構築していくことをお約束します。

今回、文部科学省としてシステムの導入見送りを決めましたが、高校生にとって、読む・聞く・話す・書くといった英語4技能をバランスよく身に付け、伸ばすことが大切なことには変わりありません。

グローバル化が進展する中で、英語によるコミュニケーション能力を身に付けることは大変重要なことです。皆様には、これからも日々の授業を大切にするとともに、それぞれの目標に向かって努力を積み重ねて頂きたいと思います。

令和元年11月1日

文部科学大臣 萩生田光一

「大学入試英語成績提供システム」に関する当面の対応

(英語の資格・検定試験の活用についての各大学への要請)

- 全国の国公私立大学や高等学校の設置者等に対して令和元年11月15日（金）に発出した通知において、大学がシステムを介さずに英語の民間試験を独自に活用することも考えられることから、令和3年度大学入学者選抜における英語の民間試験の活用の有無、活用方法等について、12月13日を目途に方針を決定し、公表いただくよう各大学に要請。
- 令和元年12月20日時点の情報を取りまとめ、文部科学省ホームページに掲載。
- 令和元年12月27日、令和3年度からの大学入試についての情報を提供するスマホ対応のサイトを開設。
- 文部科学省としては、受験生の方が安心できるよう、随時更新しつつ、情報提供を実施。

国公私立大学における「大学入試英語成績提供システム」導入予定時の状況（R1.10.25公表時点）

区分	総数	大学				短期大学		
			国立大学	公立大学	私立大学		公立短期大学	私立短期大学
調査対象大学								
大学数 (a)	1,068	760	82	91	587	308	14	294
	選抜区分数（推計） (b)	—	25,405	3,857	1,467	20,081	—	—
利用予定大学								
大学数 (c) (割合 c/a)	629	538	78	78	382	91	5	86
	選抜区分数 (d) (割合 d/b)	—	8,038	2,010	635	5,393	—	—
		—	31.6%	52.1%	43.3%	26.9%	—	—

- 注) • 大学院大学は含まず、大学に専門職大学を、短期大学に専門職短期大学を含む。
 • 選抜区分とは、学部・学科や入試方法等ごとに設定される入試を実施する上での単位。
 • 選抜区分総数（推計）(b)について、全大学のうち、国立大学95.1%、公立大学85.7%、私立大学65.1%がシステムの利用を公表していたことを踏まえ、利用大学の選抜区分数(()内の数字)から下記のとおり全大学の選抜区分の総数を推計。
 利用国立大学の選抜区分の総数 (3,668) ÷ 95.1/100 = 3,857
 利用公立大学の選抜区分の総数 (1,257) ÷ 85.7/100 = 1,467
 利用私立大学の選抜区分の総数 (13,073) ÷ 65.1/100 = 20,081



令和3（2021）年大学入学者選抜における英語の資格・検定試験の活用状況②

国公私立大学における「大学入試英語成績提供システム」導入延期後の状況（R2.3.2公表時点）

区分	総数	大学			短期大学			
		国立大学	公立大学	私立大学	公立短期大学	私立短期大学		
調査回答大学								
大学数 (e) (回答割合)	1,019 94.8%	735 95.5%	82 100.0%	88 95.7%	565 94.8%	284 93.1%	13 92.9%	271 93.1%
選抜区分数 (f)	29,960	26,474	4,047	1,612	20,815	3,486	138	3,348
活用大学								
大学数 (g) (割合 g/e)	514 50.4%	413 56.2%	47 57.3%	29 33.0%	337 59.6%	101 35.6%	6 46.2%	95 35.1%
活用する選抜区分数 (h) (割合 h/f)	7,042 23.5%	6,439 24.3%	539 13.3%	130 8.1%	5,770 27.7%	603 17.3%	14 10.1%	589 17.6%

- 注) ・ 大学院大学は含まず、大学に専門職大学を、短期大学に専門職短期大学を含む。
 ・ 選抜区分とは、学部・学科や入試方法等ごとに設定される入試を実施する上での単位。
 ・ 活用する選抜区分数（h）は、英語の資格・検定試験を活用する一般選抜、総合型選抜及び学校推薦型選抜の数。

○ 活用大学における選抜区分別状況

区分	総数	大学			短期大学		
		国立大学	公立大学	私立大学	公立短期大学	私立短期大学	
一般選抜	311	252	16	5	231	59	1
総合型選抜	316	258	28	15	215	58	4
学校推薦型選抜	342	272	35	24	213	70	5
							65

- 注) ・ 1つの大学において、複数の選抜区分で活用することから、合計数と活用大学の大学数は一致しない。

6. 記述式問題の経緯

大学入学共通テストにおける記述式問題

大学入学者選抜において、記述式問題を導入することにより、

- ①解答を選択肢の中から選ぶのではなく、自らの力で考え出すことにより、より主体的な思考力・判断力の発揮が期待できること、
- ②文や文章を書いたりすることを通じて思考のプロセスがより自覚的なものとなることにより、より論理的な思考力・表現力の発揮が期待できること、
- ③記述により自らまとめた新しい考え方を表現させることにより、思考力や表現力の発揮が期待でき、特に文や文章の作成に当たって、目的に応じて適切な表現様式を用いるなど、表現力の発揮が期待できること、といった受験者の思考力・判断力・表現力をより的確に評価することが可能

【国語】

①出題科目・範囲

「国語」：「国語総合」の内容（近代以降の文章のみ）

令和3年度大学入学者選抜に係る大学入学共通テスト問題作成方針（令和元年6月7日大学入試センター）を基に作成

②問題作成の方針

- ・小問3問で構成される大問1問を作成する。
- ・実用的な文章を主たる題材とするもの、論理的な文章を主たる題材とするもの又は両方を組み合わせたものとする。
- ・文章等の内容や構造を把握し、解釈して、考えたことを端的に記述することを求める。
- ・小問3問の解答する字数については、最も長い問題で80～120字程度を上限として設定することとし、他の小問はそれよりも短い字数を上限として設定する。

【数学】

①出題科目・範囲

「数学Ⅰ」「数学Ⅰ・数学A」：「数学Ⅰ」の内容に関わる問題のみ

②問題作成の方針

- ・マーク式問題と混在させた形で小問3問を作成する。
- ・数式等を記述する問題を作成する。

【採点】

- 記述式問題の採点は、民間事業者に採点作業を委託しながら、大学入試センターで実施

国立大学の二次試験において、国語、小論文、総合問題のいずれも課さない学部の募集人員は、全体の61.6% (49,487人/80,336人)

(学部単位の募集人員数の合計)

募集人員		国語			小論文		総合問題		国語、小論文、 総合問題の いずれも 課さない
		必須	選択	課さない	課す	課さない	課す	課さない	
前期	64,787	15,803	4,757	44,227	3,949	60,838	1,149	63,638	39,470
		24.4%	7.3%	68.3%	6.1%	93.9%	1.8%	98.2%	60.9%
後期	15,549	50	258	15,241	4,203	11,346	1,041	14,508	10,017
		0.3%	1.7%	98.0%	27.0%	73.0%	6.7%	93.3%	64.4%
全体	80,336	15,853	5,015	59,468	8,152	72,184	2,190	78,146	49,487
		19.7%	6.2%	74.0%	10.1%	89.9%	2.7%	97.3%	61.6%

※下段は割合

注1) 「小論文」と「総合問題」について、選択科目となっている場合は、「小論文を課す」「総合問題を課す」として計上している。

注2) 総合問題とは、複数教科を総合して学力を判断する総合的な問題を指す。

「大学入学共通テスト」国語記述式問題の利用割合

導入見送り決定
時点までの資料

令和3年度大学入学者選抜における一般選抜の利用予定（導入見送り前）

(大学数)	<u>一般選抜を 予定している 選抜区分数</u>	<u>A のうち、 共通テストの活用を 予定している 選抜区分数</u>	<u>B のうち、 国語記述式問題の 利用を予定している 選抜区分数</u>	割合
	A	B	C	C/A
国立大学 (82大学)	1,572	1,571	1,550	98.6%
公立大学 (91大学)	589	589	564	95.8%
私立大学 (585大学)	8,103	3,994	2,948	36.4%
計 (758大学)	10,264	6,154	5,062	49.3%

(令和元年11月21日時点)

注1) 令和3年度大学入学者選抜に係る大学入学共通テストにおいて、国語の記述式問題の利用を予定している選抜区分（一般選抜）の数を文部科学省が調査したもの（令和元年10月11日時点）

注2) 選抜区分：学部・学科や入試方法等ごとに設定される入試を実施する上での単位

記述式問題の例①

モデル問題例1

**【資料B】
城見市「街並み保存地区」景観保護ガイドラインのあらまし**

ガイドラインの基本的な考え方

城見市「街並み保存地区」一帯は、市名の由来にもなっている秋葉山山頂に築かれた白鳥城下を通る、旧街道の伝統的な道路構造と街並みからなります。その街並みと自然とが呼応し、そこに集まる人々によって文化と共に育まれてきたところにその特徴があります。

私達は、「街並み保存地区」に限らず、城見市が育んできた歴史、文化の特質を尊重し、優れた自然と景観に対して十分配慮するとともに、この自然と景観を維持、保全、育成しなければなりません。そのためには、住民、企業、行政など全ての人々が城見市の景観に対するさらなる意識の向上を図り、貴重な財産であることを深く認識し、この美しい景観を将来の世代に引き継ぐ責務を負っているのです。

景観保護の目標

- ア 市役所周辺から商店街区にかけてのにぎわいを連続させるとともに、都市の顔として風格のある空間づくりを進めます。
- イ 秋葉山の眺望や松並木などの景観資源を活用し、親しみがあり愛着と魅力を感じる街並みを形成していきます。
- ウ 広域からの外来者のある、観光や伝統行事などの拠点にふさわしい景観づくりを進めます。

景観保護の方針

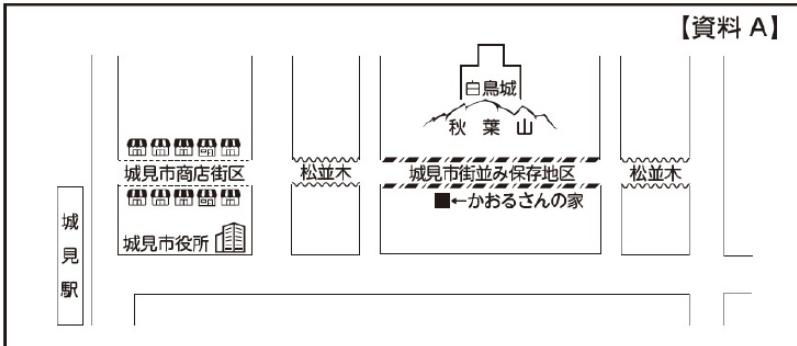
- ・松並木及び「街並み保存地区」の植栽を保全し、街並みや秋葉山の景観との調和を図ります。
- ・建築物の壁面、広告物や看板の色彩については、原色などの目立つものを避け、伝統的建築物との調和を図ります。
- ・個人住宅を含めて、建物外縁の色調を落ち着いたものとし、壁面の位置や軒高をそろえます。
- ・一般及び観光客用の駐車場や街路のごみ箱、ごみ収集時のごみ置き場は目立たないように工夫します。
- ・「街並み保存地区」は自動車の出入りを制限し、ゆとりある歩行空間を確保します。
- ・議会等との協議を通して、景観を保護するために必要な予算があれば、その計上を検討していきます。

II 記述式問題のモデル問題例と評価することをねらいとする能力について(国語)

大問全体の出題のねらい

架空の行政機関が広報を目的として作成した資料等を題材として用い、題材について話し合う場面や異なる立場からの提案書などを検討する言語活動の場を設定することにより、テクストを場面の中での確に読み取る力、及び設問中の条件として示された目的等に応じて表現する力を問うた。

モデル問題例1



かおるさんの家は、**【資料A】**の「城見市街並み保存地区」に面している、伝統的な外観を保った建物である。城見市が作成した景観保護に関する**【資料B】**「城見市街並み保存地区」景観保護ガイドラインのあらまし」と、かおるさんの父と姉の会話を読み、後の問い合わせ(問1~4)に答えよ。

モデル問題例1

問1 会話文中の傍線部「一石二鳥」とは、この場合街並み保存地区が何によってどうなることと指すか、「一石」と「二鳥」の内容がわかるように四〇字以内で答えよ(ただし、句読点を含む)。

【提案書の要旨】

複数の空き家が連続して並んでいる場所を再利用した商業施設を作りたい。古くて味わいのある民家を最大限活用したカフェ、洋服屋、本屋、雑貨屋、美容院などを総合的にプロデュースすることで、「一度は行ってみたい」まちづくりに貢献したい。初めて訪れる観光客にも親切なように、目につきやすい色の看板を数多く配置し、行きたい店をすぐに探せる配慮をする。また、住民にも利便性の高い店の誘致を進める。

問2 ある会社が、「街並み保存地区」の活性化に向けた提案書を城見市に提出した。次に文書はその「提案書の要旨」である。これに対しても、城見市は、ガイドラインに従つて計画の一部を修正するよう、その会社に求めた。どの部分をどのように修正することを求めたと考えられるか、三十五字以内で述べよ(ただし、句読点を含む)。

問3 会話文から読み取ることができる、父と姉の「景観保護ガイドライン」の導入についての議論の対立点を、「の是非。」という文末で終わるように二〇字以内で述べよ(ただし、句読点を含む)。

問4 父と姉の会話を聞いて、改めてガイドラインを読んだかおるさんは、姉に賛成する立場で姉の意見を補うことにした。かおるさんはどのような意見を述べたと考えられるか、次の条件に従つて述べよ(ただし、句読点を含む)。

条件1 全体を二文でまとめ 合計八〇字以上、一二〇字以内で述べること。なお、会話体にしなくてよい。

条件2 一文目に、「ガイドラインの基本的な考え方」と、姉の意見が一致している点を簡潔に示すこと。

条件3 二文目に、「経済的負担」を軽減する方法について述べること。

条件4 条件2・条件3について、それぞれの根拠となる記述を[資料B]「城見市『街並み保存地区』景観保護ガイドラインのあらまし」から引用し、その部分を「」で示す」と。なお、文中では「ガイドライン」と省略してよい。

<正答例>

問1 景観を守るガイドラインによって、治安が維持され観光資源として活用されること。(38字)

問2 看板は目につきやすい色ではなく、伝統的建築物と調和した色彩にすること。(35字)

問3 例① 個人の自由を制限し、自己負担を求める事(の是非。)(20字)
例② 自己負担や制限を受け入れて進めること(の是非。)(18字)

問4 姉の意見は、「全ての人々」が「意識の向上」を図り、「景観を将来の世代に引き継ぐ」というガイドラインの考え方と一致している。また、方針に「景観を保護するために必要な予算があれば、その計上を検討」とあるので、補助が受けられる可能性がある。(119字)

モデル問題例1

姉「（住民対象の説明会から帰ってきた父）お疲れさま…説明会、どうだった？」
父「ああ、これ、資料だよ。〔資料B〕を姉に渡す」：最近、うちの周りもそうだけど、空き家が多くなってきたよね。この間も、少し向こうの空き家の裏口の力が壊されたりしたそうだけど、このままだと治安の面が不安だ。それが取り壊されても、その跡地に「街並み保存地区」っていう名前前にふさわしくない建物が建てられてしまうかもしれない。地元の企業がまちづくりの提案をしているという話も出しているしね。そこで市としては、ここでガイドラインを示して景観を守ることで、この一帯を観光資源にしていきたいという計画らしいね。つまり、「一石二鳥を狙った訳さ。」

姉「なるほどね。それで、うちの周りはどうなるの？」

父「うちの前の道路、『ゆとりある歩行空間を確保』っていう話だったから、電柱を移動させるか、電線を埋設するかになるんだろうけど、狭いままだってことは変わりないな。」

姉「我が家家の外壁を塗り直そうかつて時は、その費用は市が負担してくれるの？」

父「多分、それはないんじやないか。市の予算は、公共の環境整備に使うだろう。」

姉「あれ、そうなの？…ところでお父さんは、このガイドラインの導入について、どう思ってるの？」

父「私は反対だよ。住民の負担が大きすぎるね。外壁の塗装も建物の改築も、すべて周辺の景観に配慮した上で、適切な対応を自己負担で考えなければいけない。これじゃあ、引っ越した方が気が楽だ。かえって空き家を増やすだけだと思うよ。」

姉「でも、今ままだと、ここはどんどん衰退していくだけだよね？ 住民がいなくなると、この街の文化や歴史の一部が途絶えてしまうよね。この辺って、道路も狭いし、家も古いけど、この街並み、私は結構好きだな。だから、マイナスだと思つていることでも、逆にこの街の魅力にしたら、観光客にPRすることもできるんじゃないかな。街並みを整備して地域の魅力づくりに成功したら、ここから出て行く人が少なくなつて、空き家も減るよ。そうしたら、この街は守られるよね。」

父「それは希望的な推測だし、感情論に過ぎないね。実際問題として、ガイドラインの通り、古い街並みを残すとしたら、家を改築する時に、デザイン料にせよ材料費にせよ、通常以上の自己負担が必要になる。これじゃ、地域住民の同意は得られないよ。」

姉「私は、ある程度の住民の自己負担は必要だと思う。こういう地域づくりって、行政に任せっぱなしにしたままで、私たち地域住民は受け身でいいのかな。それに、ガイドラインには広告や看板の色彩のことでも書いてあるけど、これからは、自然環境も含めて、そうした住環境も大事にしないといけないと思うの。確かに色々と制約があるし、お金もかかるけど、『地域を守り、地域の魅力を作っていくのは、他でもない私たち自身なんだ』っていう意識を持つて、私たちの生まれ育ったこの街を守っていくためには、ある程度の自己負担も必要だよ。」

父「私も、すべて行政に任せちゃえばいいとは思つてないよ。だけど、個人の家や庭に手を入れることは、本質的にその人の自由意志だし、住民の利便性を考えた道路整備は間違なく行政の仕事だ。ところが、ガイドラインに従つと、古い家を思うように直すこともできないし、狭い道もそのまま使うといふ不自由を、住民に強いることになる。現実的に発生する問題から目をそらして、感情論で地域づくりを語つても、そんなものは絵に描いた餅に過ぎないよ。」

姉「じゃあ、このまま何もしないでいいの？ 街がさびれていく様子を、ただ黙つて見てるってこと？」

記述式問題の例②

数学 I・A <記述式問題>

〔3〕久しぶりに小学校に行くと、階段の一段一段の高さが低く感じられることがある。これは、小学校と高等学校とでは階段の基準が異なるからである。学校の階段の基準は、下のように建築基準法によって定められている。

高等学校の階段では、蹴上げが 18 cm 以下、踏面が 26 cm 以上となっており、この基準では、傾斜は最大で約 35° である。



【建築基準法による階段の基準】

* 下の図は、階段の傾斜が基準内で最大のときを表している。

② 中学校、高等学校等

① 小学校

約 32°

① 蹴上げ 16 cm 以下
踏面 26 cm 以上



② 蹴上げ 18 cm 以下
踏面 26 cm 以上

階段の傾斜をちょうど 33° とするとき、蹴上げを 18 cm 以下にするためには、踏面をどのような範囲に設定すればよいか。踏面を $x\text{ cm}$ として、 x のとり得る値の範囲を求めるための不等式を、 33° の三角比と x を用いて表せ。解答は、解答欄 (い) に記述せよ。ただし、踏面と蹴上げの長さはそれぞれ一定であるとし、また、踏面は水平であり、蹴上げは踏面に対して垂直であるとする。

<正答例及び留意点>

第1問 [3] (い)

《正答例》 $26 \leq x \leq \frac{18}{\tan 33^\circ}$

《留意点》

- ・「 \leq 」を「 $<$ 」と記述しているものは誤答とする。
- ・ 33° の三角比を用いずに記述しているものは誤答とする。
- ・正答例とは異なる記述であっても題意を満たしているものは正答とする。

1. 調達概要

公告期間：令和元年6月7日（官報掲載日）～8月8日（入札書提出期限）

開札日：令和元年8月30日14時

落札方式：一般競争入札（総合評価落札方式）

業務概要：①「大学入学共通テスト」における記述式問題の採点業務

②「大学入学共通テスト」の記述式問題の採点に関する準備事業の実施

契約期間：契約締結日～令和6年3月31日

2. 落札業者

（株）学力評価研究機構

3. 落札価格

6,160,943,470円（令和元年度～令和5年度までの額）

4. 応札者数

2社

5. 契約日

令和元年9月30日、大学入試センターと（株）学力評価研究機構において契約締結

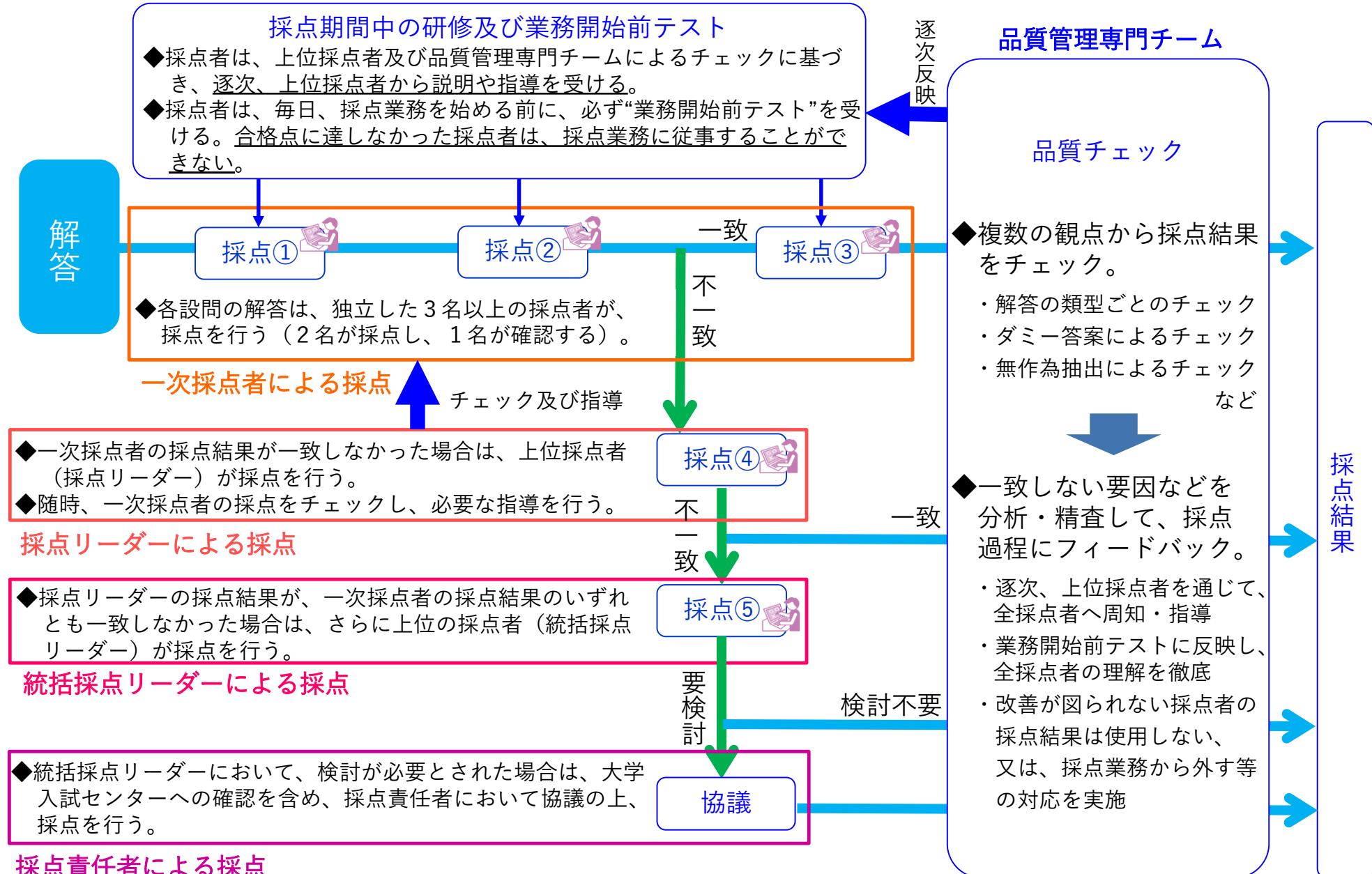
<参考>試行調査における国語及び数学の記述式問題採点事業者

○平成29年度（5万人規模）

契約の相手方：（株）ベネッセコーポレーション、調達方法：一般競争入札（総合評価）、契約額：111,573,396円

○平成30年度（10万人規模）

契約の相手方：（株）ベネッセコーポレーション、調達方法：一般競争入札（総合評価）、契約額：259,110,900円



「大学入学共通テスト」実施方針

5. 出題教科・科目等

- 「国語」、「数学I」、「数学I・数学A」については、8.で見直しを行うマークシート式問題に加え、記述式問題を出題する。
※ 次期学習指導要領に基づくテストとして実施することとなる平成36年度以降、地理歴史・公民分野や理科分野等でも記述式問題を導入する方向で検討を進める。

6. 記述式問題の実施方法等

(1) 国語 【(2) 数学も同様】

③出題・採点方法

- 記述式問題の作問、出題、採点はセンターにおいて行う。
 - 多数の受検者の答案を短期間で正確に採点するため、その能力を有する民間事業者を有効に活用する。
 - センターが記述式問題の採点結果をマークシート式問題の成績とともに大学に提供し、各大学においてその結果を活用する。
- ※ センターが共通テストにおいて作問、出題、採点する記述式問題とは別に、各大学が個別選抜において一定の期日に出題・採点に利用することができるようセンターが大学の求めに応じ記述式問題及び採点基準を提供する方式の導入も検討する。

「大学入学共通テスト」実施方針策定に当たっての考え方

導入見送り決定
時点までの資料

6. 記述式問題の実施方法等

<検討経緯>

- 記述式問題の実施期日を含む全体の制度設計については、昨年8月、記述式問題の導入意義、評価すべき能力や作問の構造、採点の方法・体制等を全体として考慮した上で、1月に実施しセンターが採点する案、12月に実施しセンターが採点する案、1月に実施しセンターがデータを処理し、それを踏まえて各大学が採点する案の三つの案を提示した。
- このうち、各大学が採点を行う案については、限られた期間の中で実施でき、作問内容の柔軟な設定が可能となるなどの点で優れた選択肢である一方、大学の負担・体制や私立大学の入試日程、個別選抜との関係等も考慮し、多くの大学が共通テストの記述式問題を活用できるようにするために、①センターが解答の形式面を確認し、各大学が採点する（パターン1）、②センターが段階別評価まで採点を行い、各大学で確認する（パターン2）の2つに整理し、平成28年11月に関係団体に提示した。
- これを受け、国立大学協会の「大学入学者選抜試験における記述式問題出題に関する国立大学協会としての考え方」（平成28年12月）では、すべての国立大学受検者に、個別試験で論理的思考力・判断力・表現力等を評価する高度な記述式試験を課すことを目指すこと、パターン2を、具体的な問題例と採点基準等を今後十分に吟味した上で5教科7科目の中の国語において、国立大学の一般入試の全受検者に課す方向で検討すること、パターン1を、各大学の個別試験問題として活用することができるよう、各大学の求めに応じて大学入試センターが提供する方向で検討すること、などの考えが示された。

また、日本私立大学団体連合会の「「大学入学希望者学力評価テスト（仮称）」の検討状況に関する意見」（平成28年10月）では、記述式問題を大学が採点する案について、日程や体制の問題から実質的に不可能であり、採点の統一性の観点からセンターが責任をもって行うことが必要とされた。

「大学入学共通テスト」実施方針策定に当たっての考え方

導入見送り決定
時点までの資料

- パターン2については、2回にわたるセンターのモニター調査（フィージビリティ検証）を通して、大規模共通かつ一斉の選抜試験を想定した記述式問題のモデル問題の作成及び公表に向け、条件設定や採点基準、試験時間等の検証を行った。

モデル問題案は、以下の要件を満たすものとした。

- ア. 後述の＜評価すべき能力・問題類型等＞で示す評価すべき能力測定が可能な問題であること
- イ. 短期間での採点が可能な問題であること
- ウ. 選抜試験であることから、客観性・公平性を確保した採点が可能な問題であること
- エ. 一定の時間内で解答が可能な問題であること

モニター調査を通じ、受検者が思考・判断・表現を求められる具体的な場面を、条件として適切に設定することにより解答パターンがある程度限定され、短期間での客観性・公平性を確保した採点（＊）が見込めること、国語全体の試験時間は100分程度で収まることなど、上記ア～エの要件等について確認することができた。今後、平成29年度に5万人規模の大規模なプレテストを実施する予定であり、上記の検証項目や採点期間等について更に検証していく。

* 国語で評価すべき能力を踏まえ出題した記述式問題の答案について、今回の調査では数百人規模の実施であったが、①80～120字で表現することなど文字数も含め、受検者が思考・判断・表現を求められる具体的な場面を条件として適切に設定すること、②採点者が方針を共有しやすいよう採点基準を明確にすること、③採点者が上位判定者に協議し採点の信頼性を確保する多層的な採点体制をとることなどが、採点の精度を担保するための重要なポイントとなることが確認された。今後、モニター調査の更なる分析を進めるとともに、平成29年11月予定の大規模プレテスト（5万人）を通じて、こうした条件設定や採点基準、採点体制に加えて、採点の検収や自己採点の在り方等についても更に検証していく。

平成29・30年度試行調査の結果

導入見送り決定
時点までの資料

2017年度
(H29)

2018年度
(H30)

2019年度
(R 1)

2020年度
(R 2)

「大学入学共通テスト」の導入

「実施方針
（年7月）」の策定・公表

（試行調査の実施
年度）

（試行調査の実施
年度）

「実施大綱
（31年度初頭目途）」の策定・公表

「大学入学共通テスト」の実施

試行調査

受検者数	国語			数学			国語			数学		
対象者	約6.5万人			約5.4万人			約6.8万人			約6.6万人		
問	1	2	3	あ	い	う	1	2	3	あ	い	う
不一致率	27.3%	21.2%	30.5%	10.6%	4.0%	7.2%	30.2%	33.4%	28.2%	6.6%	14.7%	10.2%
補正率	0.05%	0.07%	0.63%	0.41%	0.00%	0.29%	0.23%	0.34%	0.31%	0.00%	0.01%	0.03%

大学入学共通テストにおける記述式問題について指摘された課題

①質の高い採点者の確保

- 採点事業者においては、これまでの実績等から、適正な試験によって質の高い採点者を十分に確保できる見込み。
- 実際の採点者は令和2年の秋から冬にかけて学力試験、面接等により選抜の上、必要な研修を行い確保する予定であった。

②正確な採点

- 採点者への事前研修の実施、複数の視点で組織的・多層的に採点を行う体制の構築、準備事業における一連のプロセスの検証・改善、品質管理専門チームの設置、ダミー答案を活用したチェックや無作為抽出によるチェックなどにより、採点の質の向上が可能。
- 一方で、記述式問題の性質上、55万人の答案を短期間で採点する中で、採点ミスをゼロにすることは極めて困難。

③採点結果と自己採点の不一致の解消

- 正答の条件に基づく採点の仕方について説明した資料の周知（令和元年度内）のほか、模擬答案を用いた自己採点動画の提供等について検討してきた。これらによって、採点結果と自己採点の一一致率が一定程度上がることが見込まれるもの、大幅に上昇することは困難。

④守秘義務の徹底

- 採点事業者に守秘義務を課し、違反した場合の損害賠償等も規定した契約の締結や、採点者等に対し試験実施前に試験問題を類推できる情報を開示しないことなどを定めた機密保持契約の締結などにより、採点業務に関する機密性を保つ体制は確保可能。

⑤民間事業者が行う他の教育事業との関係

- 正答の条件に基づく採点の採点事業者に対し、採点業務に伴い知り得た一切の情報の漏洩や目的外使用の禁止を契約に規定。また、採点業務を受託したことを利用した宣伝行為をベネッセグループ全体で自粛いただき、社会的疑念が生じることがない体制が確保されるよう努めてきた。

⑥障害等がある受験者に対する配慮

- 通常の解答用紙への記述が困難な受験者に対して、解答用紙の解答欄やレイアウトの変更などを行うほか、それでも困難な受験生に対しては、パソコンやタブレットを用いた入力を可能にするためのソフトウェアの開発を行ってきた。
- 令和2年度の早い時期に公開することで、普段の授業等で活用しながら、円滑な準備が可能になるように進めてきた。

1. 大学入学共通テストにおける記述式問題の導入に関して指摘されている課題に対する検討状況について、大学入試センターから、
 - ① 事業者においては必要な採点者確保の目途が立っているものの、試験等による選抜、研修を経て実際の採点者が決まるのは来年の秋から冬になる
 - ② 元教員等の専門的知見を有する者による品質管理専門チームを設けるなどにより一定の採点精度の向上は図れるが、採点ミスの可能性は依然として残る、
 - ③ 自己採点の不一致を一定程度改善できる方策は検討したものの、大幅に改善することは困難である

などと伺った。
2. これを受け、文部科学省としては、再来年（令和3（2021）年）1月実施の大学入学共通テストにおける記述式問題の導入については、受験生の不安を払拭し、安心して受験できる体制を早急に整えることは現時点において困難であり、記述式問題は実施せず、導入見送りを判断。
3. 論理的な思考力や表現力を評価する記述式問題が果たす役割は重要。各大学の個別選抜における記述式問題の積極的な活用をお願いしていく。また、文部科学大臣の下に設置する検討会議において、共通テストや各大学の個別選抜における記述式問題の在り方など大学入試における記述式の充実策についても検討。

○ 大学入学共通テストにおける記述式問題について申し上げます。

この問題について、この間、国会での御指摘等も踏まえ、累次にわたり協議を続けてまいりました。最終的に先週及び昨日、大学入試センターの山本理事長から二度にわたり検討状況に関する現状の報告を受けました。

また、昨日は、大学入試センターを訪問し、極めて厳密な体制で試験問題の作成などの試験実施業務が行われていることも伺ってまいりました。

○ 文部科学省としては、大学入学共通テストにおける記述式問題の導入に関して指摘されている課題に対し、どのような改善が可能ができる限りの方策を大学入試センターとともに検討し、採点事業者に必要な対応を求めるなど様々な努力を重ねてまいりました。

○ その結果として、

- ・ 一つには、採点事業者に守秘義務を課し、違反した場合の損害賠償等も規定した契約の締結や、採点者等に対し試験実施前に試験問題を類推できる情報を開示しないことなどを定めた機密保持契約の締結などにより、採点業務に関する機密を保つ体制を確保いたしました。
- ・ また、採点事業者に対し、採点業務に伴い知り得た一切の情報の漏洩や目的外使用の禁止を契約に規定しているほか、採点業務を受託したことを利用した宣伝行為を、同社のグループ全体で自粛していただき、社会的疑惑を招くことのない体制の確保に努めてきました。
- ・ さらに、障害のある受験生に対しては、記述式問題を導入することに伴い、解答欄の大きさやレイアウトを変更した解答用紙を用意すること、それでも解答が難しい受験者に対しては、パソコンやタブレットを用いた入力を可能にするためのソフトウェアの開発などを行うなど新たな受験上の配慮を行い、それらをこれまでより早期に公表することとするなど、種々の検討・対応を進めてまいりました。

萩生田文部科学大臣の閣議後記者会見における冒頭発言（令和元年12月17日）②

- 同様に、採点の質、自己採点と採点結果との不一致の課題についても、真摯に取り組んでまいりました。
大学入試センターによりますと、
- ・ まず、採点体制については、採点事業者としては、示された採点期日までに採点を完了するために必要な質の高い採点者を確保できる目途は立っているということあります。
一方で、実際の採点者は、採点事業者において、適正な試験等により選抜し、更に必要な研修を行うという慎重なプロセスを経て適任者を得ることとしております。このため、実際の採点者が決まるのは来年の秋から冬になるということあります。
 - ・ 採点の精度を上げることについては、2度の試行調査の検証結果も踏まえ、採点事業者において、当初の予定より更に多人数の視点で組織的・多層的に採点を行う体制の構築や、元教員等の専門的知見を有する者による品質管理専門チームを設け、ダミー答案を活用したチェックや無作為抽出によるチェックなどを行うなど、大学入試センターとしても更なる採点精度の向上を図ることが可能であるということですが、採点ミスを完全になくすところまで至るには限界があるということありました。
 - ・ このため、各大学での個別選抜の前に、記述式問題の採点結果を本人に開示することも含め検討しましたが、採点スケジュールや各大学への成績提供の開始時期との関係から調整・解決すべき点が多く、少なくとも来年度からこれを行うことは現実的には困難との判断になりました。
- その検討に当たっては、共通テストを12月や1月上旬に早めることも再度検討しましたが、12月については、受験までに高校の学習内容を終了することができないことや各種の体育大会や文化行事の日程との関係などから難しく、1月上旬に早めることについても、年末年始の時期に、試験問題の配達や厳重な保管などを確実に行う上で問題があり、困難との判断になりました。
- ・ 自己採点については、2度の試行調査において、国語で約3割が自己採点と採点結果が不一致となりました。これについては、正答の条件に基づく採点の仕方について説明した資料を年度内に周知することに加え、模擬答案を用いた自己採点動画の提供による自己採点シミュレーションの支援なども検討いたしました。これらによって、一定程度の改善が期待できるとのことでしたが、自己採点の不一致を大幅に改善することは困難であるということありました。

また、作問の工夫によって、自己採点しやすい設問にすることも検討いたしました。しかし、その場合、論理的な思考力や判断力を評価するという記述式問題導入の本来の趣旨を損なうことになりかねないとの判断に至ったとのことあります。

○ これらを受け、文部科学省としては、

- ・ 採点体制について、採点事業者として必要な数の質の高い採点者の確保ができる見通しは立っていることは認められるものの、実際の採点者については、来年秋以降に行われる試験等による選抜、研修の過程を経て確定するため、現時点では、実際の採点体制を明示することができません。
- ・ 採点の精度については、様々な工夫を行うことにより、試行調査の段階から更なる改善を図ることはできると考えておりますが、採点ミスをゼロにすることまでは期待できず、こうした状況のもとで、試験の円滑かつ適正な実施には限界があると考えております。
- ・ 自己採点については、様々な取組を行うことにより、一定の改善を図ることができることは確認しましたが、採点結果との不一致を格段に改善することまでは難しく、現状では、受験生が出願する大学を選択するに当たって支障になるとの課題を解決するにはなお不十分だと考えております。

○ この間、国会審議をはじめとして本件に関し様々なご意見が出され、受験生の立場に立って、早く結論を出すことが何をおいても重要だと考えてまいりました。

○ これらのことから、再来年（令和3（2021）年）1月実施の大学入学共通テストにおける記述式問題の導入については、受験生の不安を払拭し、安心して受験できる体制を早急に整えることは現時点において困難であり、記述式問題は実施せず、導入見送りを判断をいたしました。

○ 再来年1月の共通テストに向け勉強している生徒や、保護者、教師をはじめとする関係者の皆様にはご迷惑をおかけする結果となり、誠に申し訳なく思いますが、ご理解を賜りたいと存じます。

- 今般の大学入試改革は、子供たちが未来を切り拓くために必要な資質・能力の育成を目指して、高校教育改革、大学教育改革とともに「高大接続改革」の一環として取り組んでいるものであります。初等中等教育を通じて論理的な思考力や表現力を育て伸ばすことは、大変重要であり、それらを評価する観点から、大学入試において記述式問題が果たす役割が大きいことに変わりはありません。

今回、令和3年1月の大学入学共通テストでは記述式問題は実施せず、導入見送りを判断しましたが、各大学の個別選抜において記述式問題の活用に積極的に取り組んでいただきたいと考えており、文部科学省として、各大学に対してそうした取組をお願いしていきたいと思います。

また、私の下に設置する検討会議において、共通テストや各大学の個別選抜における記述式問題の在り方など大学入試における記述式の充実策についても検討してまいりたいと考えております。

「大学入学共通テスト」への記述式問題及び「大学入試英語成績提供システム」の導入に向けた関連経費

	○記述式問題（記述式導入に特化した経費のみを計上）	○大学入試英語成績提供システム
平成27年度	0.1億円 ・テストに係る作問イメージ（モデル問題）の作成 ・それらの信頼性、妥当性についての実証的な検討	
平成28年度	0.1億円 ・テストに係る作問イメージ（モデル問題）の作成 ・それらの信頼性、妥当性について実証的な検討	
平成29年度	2.5億円 ・記述式の作問・採点を含むテストの信頼性・妥当性についての実証的検証、試験問題の難易度、運営上の問題の検証、試行調査（プレテスト）における採点の実施等	0.1億円 ・内容や方針等を検討する委員会の開催や調査の実施
平成30年度	8.8億円 ・記述式の作問・採点を含むテストの信頼性・妥当性についての実証的検証、試験問題の難易度、運営上の問題の検証、試行調査（プレテスト）における採点の実施、システムの構築等	3.2億円 ・共通ID発行等のためのシステムの構築 ・内容や方針等を検討する委員会の開催や調査の実施
令和元年度	4.1億円 ・記述式問題の導入に対応したシステムの構築や受験上の配慮対応等 ・採点準備事業の実施	3.4億円 ・共通ID申請・受付のための業務委託 ・コールセンターの設置

※記述式問題については、各年度の予算積算上、大学入学共通テストへの記述式問題導入に特化した経費（委員会開催のための旅費・謝金等を含む）を計上している。

※OMR（光学式マーク読取装置）の整備については、定期更新によるものであるため計上していない。